



いんふおめーしょん 子どもの人権連

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

2020
11.6
no.166

子どもの人権連 第35回総会報告

新型コロナウイルス感染症と教育をめぐる国際的動向

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野 裕二 1

2020 年度活動方針／第22回助成事業募集要項

Report

① 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

第12回九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本 実施報告書

実行委員長 大住 葉子 11

② 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

外国につながる若者たち、三つの企画

オルタボイス交流会、オルタボイスキャンプ、オルタボイスフェスタ

NPO法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹 17

③ 第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

福島の一ひとり親家庭親子と学生のサマーレスパイトデイズの活動

東洋大学森田明美ゼミ 21

World trends

Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2020.5~2020.7)

ARC代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二 27

Information

11/21 毎日メディアカフェオンライン教育シンポジウム 41

12/3-1/7・2/4 婚外子差別にNo!電話相談：2020-2021 42

子どもの人権連 第35回総会報告

子どもの人権連は、9月11日の第35回総会について、新型コロナウイルス感染症が収束したとは言えない状況から、書面審議としました。

学習会として予定していた平野裕二さんの講演内容については、いんふおめーしょんへの掲載とさせていただきます。

活動方針案、予算案については、特に異議がなかったことをご報告します。



学習会

新型コロナウイルス感染症と教育をめぐる国際的動向

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

新型コロナと「教育危機」

前号で報告したとおり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、以下「新型コロナ」）の拡散防止を目的とする全国規模の休校措置（学校閉鎖）は2020年4月初頭までにほぼ全世界（194か国）に拡大し、約16億人の学習者（全体の91.3%強）がその影響を受けていた。その後、各国で徐々に学校が再開されつつあるものの、依然として多くの子どもが十分な学校教育を受けられない状況にある。

このようななか、国際NGO「セーブ・ザ・チルドレン」は7月13日に報告書『教育を救え：COVID-19 対応・復興における、すべての子どもの学ぶ権利の保護』を発表し、学校閉鎖の影響を受けている世界の子どもたちのうちで最大1,000万人近く（970万人）が復学できないおそれがあると警告した。このほか、▼各国政府や支援団体等の取り組みにもかかわらず、5億人以上の子どもが遠隔学習にアクセスできていないこと、▼経済的影響により9,000万～1億1,700万人の子どもが貧困に陥る可能性があること、▼働かなければならない子どもや家族を支えるために結婚を強いられる女兒も多く、このような理由から通学を断念する子どもは700万～970万人にのぼるとみられていることなども指摘したうえで、次の5項目の対応を各国政府や国際社会に促している。

1. 計画：グローバル COVID-19 教育行動計画について合意し、これを実施する
2. 投資：教育への資金拠出の増加にコミットする
3. 学習：支援介入においては、もっとも周縁化された子どもたちの学びが確保されるべきである
4. 保護：すべての子どもが、学校に行っていないときにも学校に戻ったときにも健康で、安全で、良好な状態であることを確保する
5. 追跡：計画の実施の進捗状況および計画達成を目的とする資金拠出の約束は追跡されなければならない

同じ日、WHO（世界保健機関）のマイケル・ライアン博士（健康緊急事態プログラム統括）も、学校再開の問題が「政治的フットボール」になりつつあるのは子どもたちにとってフェアではないとして、「決定は、データと、リスクの理解に基づいて行なわれなければならない。ウイルスの制圧に対する持続的コミットメントが必要である。制圧できれば、学校を安全に開始することができる」と、強調した。とくに、新型コロナの影響を小さく見せようとする米国のトランプ大統領が学校再開の圧力を強め、議論になっている状況を念頭に置いた発言と思われる。

ユネスコ（国連教育科学文化機関）も、多くの国で新たな学校年度が始まる9月直前、8月31日に声明を発表し、8月から10月にかけて学校に復帰できる児童生徒は全体の3分の1（5億6,100万人）に留まるだろうという悲観的な見方を示した。残りの3分の2、すなわち10億人近くの子どもは依然として学校復帰の見通しが立たないことになる。

9月23日にはユニセフ（国連児童基金）とEU（欧州連合）が共同声明を発表し、「学校の再開を優先するよう各国に呼びかけるS.O.S. メッセージ」を発信した。ブリュッセル（ベルギー）にあるEU本部ビル前の空き地に、ユニセフの青い学用力バンを並べて「SOS」の文字を作り、写真も撮影している。

安全な学校再開のための国際的ガイドライン

前号で紹介したように、ユニセフ・ユネスコをはじめとする関連機関は、「安全な学校運営のための行動指針」（ユニセフ・WHO・国際赤十字赤新月社連盟、3月10日）や「学校の再開ガイドライン」（ユニセフ・ユネスコ・世界食糧計画・世界銀行、4月30日）などの指針を早い段階で作成し、新型コロナの感染・拡散防止と学校再開の両立を各国に対して促してきた。ユニセフやユネスコも参加する「緊急時の教育に関する機関間ネットワーク」（INNE）も各種の指針等を公にしており、7月16日には「人道行動における子どもの保護のための連合」とともに学校閉鎖と再開に関わるリスク衡量の手引きを発表している。

WHO・ユニセフ・ユネスコは、9月14日に新たな指針「COVID-19に関わる学校関連の公衆衛生措置に関する考慮事項」を発表し、▼安全、十分かつ適切な子どもの教育的・社会的学習および発達継続性を確保すること、▼学校および学校関連の場面における新型コロナ感染のリスクを最小化すること、▼学校がコミュニティにおける新型コロナ感染の増幅装置となる可能性に備えることなどを一般原則として掲げたうえで、特定地区における感染の水準を次の4段階に分類して地域の実情に応じた対応をとるよう促した。

- (1) 感染例なし（No cases）：COVID-19 予防・統制措置を実施しながらすべての学校を開け続ける。
- (2) 孤発的感染（Sporadic transmission）：COVID-19 予防・統制措置を実施しながらすべての学校を開け続ける。
- (3) クラスター感染（Clusters transmission）：COVID-19 予防・統制措置を実施しながらほとんどの学校を開け続ける（状況に応じて特定の学校の閉鎖を検討する）。
- (4) 地域／市中感染（Community transmission）：子どもの教育の継続性の確保をめざしながら、リスク評価に基づく対応（学校閉鎖を含む）をとる。

WHO のテドロス・アダノム事務局長は、今回のガイダンスの発表のためユネスコ・ユニセフ両機関の事務局長とともに行った共同記者会見の冒頭発言で、「子ども、若者、そして私たちの社会全体に生じ

る破壊的な影響に鑑み、学校閉鎖の決定は、最後の手段および一時的な措置として、感染多発地域において地方レベルでのみ行なわれるべきです」と述べ、地域的対応の重要性を強調している。このような考え方が、新型コロナと学校教育に関する国際的コンセンサスになっていると言ってよい。なお、女子は新型コロナによる学校閉鎖の影響をとくに受けやすいことから、国際 NGO のプラン・インターナショナルは、ユニセフ・ユネスコ・国連女子教育イニシアティブ（UNGEI）・マララ基金とともに『平等な復興：女子の学校復帰ガイド』を作成・発表している（9月2日）。

イングランド（英国）の子どもコミッショナーによる提言

英国でも、イングランドの子どもコミッショナー（オンブズマン）を務めるアン・ロングフィールド氏が8月5日に「今後のロックダウンでは子どもを最優先に」と題する提言を発表した。同氏は、子どもの健康と安全を確保したうえで一刻も早く学校を再開する必要性を繰り返し訴えてきたが、9月に予定されている学校の全面再開が危うくなる可能性が出てきたことから危機感を募らせ、提言をまとめた模様である。そこでは次の10の原則が提起されている。

1. 子どもは、大人に比べ、COVID-19の拡散に関して果たしている役割が小さく、COVID-19で病気になる可能性も低い。このことはとくに幼い子どもについて当てはまり、年長の子どものティーンエイジャーについてはそれほどでもない。
2. 子どもたちの視点が、科学的助言および公衆衛生上の助言によりよく反映されなければならない。子どもたちのニーズや事情が大人のそれとは異なる場合、実施されるいかなる措置においてもそのニーズや事情が考慮されなければならない。
3. 教育は他のセクターよりも優先されるべきである。教育は真っ先に再開されるべきであり、最後の最後まで閉鎖されるべきではない。実現可能な社会的交流の量が限られる場合、教育が占める量は——他のセクター／活動を犠牲にしてでも——保護されなければならない。
4. コミュニティにおけるCOVID-19の感染を減らすことはきわめて重要だが、だからといって、そのために学校の閉鎖が必要になると自動的に推測されるべきではない（最後の手段として閉鎖が必要になる場合を除く）。
5. 地域的アウトブレイクに対応する際の迅速追跡では、感染源と感染場所が区別されなければならない。学校は、感染源であるよりも感染場所である可能性が高いと思われる——すなわち、校内で発見された感染は、地元の職場に由来するアウトブレイクを反映したものである可能性がある。
6. COVID-19感染が確認された場合でも、児童生徒と教職員の検査を迅速に行なうことによって感染者と濃厚接触者を隔離することは可能であり、必ずしも学級または学年の全員を自宅待機させる必要はない。
7. 全面的ロックダウンの際には、子どもたちにとっての疫学上の利益と、学校、余暇／若者センター等の閉鎖による子どもたちにとっての社会的コストおよび健康上のコストとの間でバランスがとられなければならない。
8. 大人に対して認められているすべての権利が、子どもたちにも、子どもたちにとってうまく機能するようなやり方で認められなければならない（たとえば運動する権利、スポーツする権利または野外で遊ぶ権利）。

9. ロックダウンに関する発表では、感染のおそれがあるからといって、子どもと家族が必要な援助（ウイルスに関係のない緊急保健ケア、家庭内虐待からの非難など）を求めることが妨げられるべきではないことを明確にしなければならない。
10. すべての公的機関は、地域的ロックダウンが実施されることになった場合に、可能なかぎり迅速かつ効果的に対応できるようにするため、その可能性に向けた計画をいまから開始するべきである。通学に不安を感じる子どもや保護者にどのように対処すべきかといった検討課題は残るものの、日本を含む多くの国でも参考にできる提言と思われる。

教職員の支援の重要性

新型コロナ禍にあって教育に対する子どもたちの権利を保障していくためには、学校現場、とくに教職員に対する支援とそのエンパワメントが必要不可欠である。前号で紹介したように、教育に対する権利に関する国連特別報告者のクンブー・ボリー・バリー氏は、国連人権理事会に6月15日に提出した報告書「COVID-19 危機が教育に対する権利に及ぼす影響：懸念・課題・機会」（A/HRC/44/39）で「教員その他の教育労働者の権利」についても取り上げ、今後の検証において「教育労働者（民間セクターの労働者を含む）に提供される社会的保護が十分であるか否かの評価」も実施するよう促している。

また、INNEのディレクターを務めるディーン・ブルックス氏は、2020年10月5日の「世界教師デー」にあたり、「教育は待てない」（Education Cannot Wait）基金のディレクターらと連名で〈負担を背負う教職員たち：危機下における支援の向上〉と題する論説を発表し、各国政府等がとるべき対応として次の5点を強調した。

- 緊急事態の始まりの時点から教職員を優先的に位置づける。
- 個人および専門職としての教職員を尊重する。
- 教職員がすべての学習者を支援できるようにする。
- 教職員のウェルビーイングを支える。
- 教職員の経験と意見に耳を傾ける。

この点、「教育 2030 年」のための国際教職員タスクフォース（TTF）が果たしてきた役割は大きい。TTF は、SDGs（持続可能な開発目標）の目標 4「すべての人々への、包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、とくにターゲット 4.c（2030 年までに、開発途上国……における教員養成のための国際協力などを通じて、資格を持つ教員の数を大幅に増加させる）の達成促進を目的として、2008 年に創設されたネットワーク組織である。各国政府代表、国際機関、国際 NGO・国際教職員団体など 140 以上のメンバーから構成されている。

TTF は 2020 年 3 月 27 日付で「COVID-19 アウトブレイクへの対応：教職員に関する行動の呼びかけ」を発表し、COVID-19 対応・回復において教職員が果たすきわめて重要な役割を認識するしたうえで、とくに次の対応をとるよう、各国政府をはじめとする関係パートナーに呼びかけた。

- 1) 雇用と賃金を保全すること
- 2) 教職員と学習者の健康・安全・ウェルビーイングを優先すること
- 3) 教育に関わる COVID-19 対策の策定にあたって教職員を包摂すること

- 4) 十分な職能上の支援および研修を提供すること
- 5) 教育関連の対応の中心に公平さ (equity) を位置づけること
- 6) 援助対応に教職員を包摂すること

TTF はさらに、新型コロナ危機後の学校再開にあたって教職員を支援するための資料も、ユネスコ・ILO とともに作成している。5 月に発表された『学校復帰の取り組みにおける教職員の支援——政策立案者向けガイダンス』(Supporting teachers in back-to-school efforts - Guidance for policy-makers) では、とくに考慮すべき点として次の 5 項目を掲げている (要旨)。

- 教職員、学習者および教育支援スタッフの安全と健康
- 教職員およびその代表組織との社会的対話
- 学習者・教職員・教育支援スタッフに対する心理的・社会情緒的影響の想定
- 十分な追加的専門研修および準備のための支援
- 資格のある十分なスタッフの動員／教職員の権利および労働条件の保護
- 教育対策への投資

これとあわせて、『学校復帰の取り組みにおける教職員の支援——学校指導者向けのツールキット』も作成されている。(a) 社会的対話とコミュニケーション、(b) 学校安全・保健、(c) 心理的・社会情緒的ウェルビーイング、(d) 教職員の準備と学習、(e) 職員の配置、権利および労働条件の 5 項目から構成されており、学校管理者向けの詳細なチェックリストも掲載した資料である。前述した「学校の再開ガイドライン」(ユニセフほか、4 月 30 日) を補完するものとしても位置づけられている。これらの指針を参照しながら、教職員・学校現場への支援を適切な形で強化していくことが必要である。

新型コロナ以後の教育を構想する

新型コロナを受けてこれまでの教育のあり方を見直さなければならないという認識も高まっている。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、8 月 4 日に「COVID-19 期以降の教育」と題するポリシーブリーフ (政策概要) を発表するにあたり、パンデミック以前から「学習の危機」(a learning crisis) に直面していた人類がいまや「世代的な大惨事」(a generational catastrophe) に直面しているとの認識を示したうえで、(a) 学校の再開、(b) 財政関連の決定における教育の優先、(c) もっとも手を差し伸べにくい層をとくに対象とした取り組み、(d) 教育のあり方の再構想の 4 つの行動を促した。

教育のあり方の再構想との関連では、「教育に対する権利の定義を拡大し、コネクティビティ (インターネットや情報通信技術へのアクセス等) の権利を含める」ことや「コネクティビティを妨げる障壁を取り除く」ことの必要性も指摘されている。ただし、同時に「良質な教育は、教育的空間の外で、また教員と児童生徒との人間的関係の外で構築されたコンテンツを通じて提供することはできない。また、民間企業が支配するデジタルプラットフォームに教育が依存することもできない」と、指摘されている点にも注意が必要である。この点は、教育に対する権利に関する国連特別報告者のバリー氏が国連人権理事会に提出した報告書でも強調されていた (前号参照)。

国連事務総長のポリシーブリーフは、ユネスコが 2019 年に設置した有識者組織「教育の未来に関する国際委員会」が 6 月 22 日に発表した提言「COVID-19 後の世界における教育：公的行動のための 9 つの意見」も踏まえたものである。今後の議論にあたって参考にすべき点が多く含まれているので、以下、

9つの提言の要旨を掲載する（太字は原文）。

1. **共通善としての教育の強化**に傾注する。教育は不平等に抗する砦である。保健の場合と同じように教育においても、私たちが安全でいられるのはすべての人が安全なときであり、私たちが豊かに生きられるのはすべての人が豊かに生きるときである。
2. **教育に対する権利**の定義を拡大し、コネクティビティおよび知識・情報の重要性を取り上げるようにする。委員会は、教育に対する権利をどのように拡大しなければならないかについてのグローバルな一とくにあらゆる年齢の学習者を含めた一公的討議を呼びかける。
3. **教職者と、教職員の協働**を大切にする。COVID-19 危機に対する教育者の対応においては注目すべき革新的取り組みが行なわれてきており、家族およびコミュニティともしっかり連携するシステムが最大のレジリエンス（柔軟な適応・回復力）を発揮している。最前線の教育者が協働のための自律性と柔軟性を持てるような条件を促進していかなければならない。
4. **生徒・若者・子どもの参加および権利**を促進する。世代間の公正および民主主義的原則により、私たちは、望ましい変革とともに構築していく作業への生徒および若者の幅広い参加に、優先的に取り組んでいかなければならない。
5. 教育の変革に取り組む過程で、**学校が提供する社会的空間**を保護する。物理的空間としての学校は、なくてはならないものである。伝統的な学級のあり方は、多種多様な方法による「やってみることにする学び」（doing school）に道を譲らなければならないものの、特有の、そして他の学習空間とは異なる独立した共同生活空間一時間としての学校は維持されなければならない。
6. **教職員と生徒が無償かつオープンソースの技術を利用できるようにする**。オープンな教育資源と、デジタルツールへのオープンなアクセスが支援されなければならない。教育学的空間の外で、教職員と児童との人間的関係から切り離されたまま作成された出来合いのコンテンツでは、豊かな教育を行なうことはできない。また、民間企業によって統制されるデジタルプラットフォームに教育が依存することもできない。
7. **カリキュラムにおける科学リテラシー**を確保する。とくに、私たちが科学的知識の否定に懸命に対抗し、ミスインフォメーション（誤情報）と積極的に闘っているいまこそ、カリキュラムについて深く再考すべきときである。
8. **国内および国際的な公教育財政**を保護する。今回のパンデミックは、この数十年間の前進を台無しにしてしまいかねない。各国政府、国際機関およびすべての教育・開発パートナーは、公衆衛生および社会サービスの強化の必要性を認識しなければならないが、同時に、公教育および公教育財政の保護のために結集しなければならない。
9. **現状の不平等に終止符を打つためのグローバルな連帯**を前進させる。COVID-19 は、私たちの社会がいかに力の不均衡につけこんでいるか、またグローバルなシステムがいかに不平等につけこんでいるかを明らかにした。委員会は、共感および共通の人間性への理解を中核とするグローバルな連帯の再活性化とともに、国際協力および多国間主義へのコミットメントを新たにしよう呼びかける。「教職者と、教職員の協働を大切にする」ことに加え、これまでの指針等では必ずしも十分に強調されてこなかった「生徒・若者・子どもの参加および権利を促進する」ことの必要性も指摘されている点など、重要な示唆を含む提言である。また、教育財政を保護することの重要性はさまざまな報告書でも一貫し

て強調されており、日本としても大幅な教育予算の増額を図る必要がある。

子どもの人権連 2020年度【活動方針】 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、震災や大規模災害からの復興に関わる子どもの権利実現の実践に対しては、助成事業を特別枠で設けるとともに、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」などに他団体、NPO等と連携して参画します。
- (3) 市民と国会議員の会に参加し、「子どもの権利に関する包括的法律」の制定や施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化をすすめます。
- (4) 社会権規約委員会等人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、特に子どもに関連するものについて情報発信、普及啓発をすすめます。
- (5) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、バッジ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 子どもの権利条約の具体化のための学習会等に代表委員などを講師として派遣します。
- (10) 機関誌「いんぷおめーしょん」の発行等をとおして、子どもの権利条約の啓発・広報を行います。
- (11) ホームページを活用するなどして、情報発信・広報活動を充実させます。
- (12) 人権連の活動の基盤強化に努めます。また、子どもの権利条約、国際人権規約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約、女性差別撤廃条約などの具現化にむけ引き続きとりくみます。

第22回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業 及び東日本大震災等大規模災害特別助成事業 募集要項

【趣 旨】

「子どもの権利条約」の国連採択(89年)、日本批准(94年)以降、3回の日本政府報告書審査が行われ、国連からさまざまな勧告を受けています。18年秋には日本政府は第4、5回の政府報告書審査が行われることになっており、子どもの人権連は、他の団体やNGOとともにNGOレポートを作成・提出し、審査に向け他の団体等と連携しながらとりみをすすめています。

日本での条約の認知度はまだまだ高いとは言えませんが、一方でこの条約をふまえ、子どもの権利実現のために、あるいはこの条約の精神を具体化しようとするものも着実に積み重ねられてきました。

子どもの人権連では、こうした試みをさらに奨励し、機関誌等を通じて広める趣旨で、助成事業を行っています。また、東日本大震災、熊本地震をはじめとして激甚災害に指定された災害に関しては、子どもの権利条約を基盤にした被災地の子ども支援にかかわっているとりくみについても、引き続き特別助成を行います。ふるってご応募下さい。

【応募内容】

ー子ども自身もしくは子ども期から引き続き活動している若者が企画・運営にかかわるー
学校、職場、地域などでの、たとえば、

***子どもたちの学びあいやたまり場・居場所づくり**

***子どもの権利を確立するためのこころみ**

***子どもの権利条約を子どもたち自身が具体化しようとするさまざまなこころみ**

など、現在行われているもの、これからとりくもうとするものを問わず募集いたします。

なお、子ども自身がなんらかの形で主体的にかかわっているもの(かかわることを予定しているもの)に限ります。(例えば、子どもたちが集会の企画や運営を行っている、これまで企画運営をしてきていた子どもが若者となって引き続きかかわっている、大学生・高校生などが幼い子どもたちのリーダーとしてアドバイスをしながら活動をつくっている 等)。

学校の施設設備など、本来行政が責任を持って行うべきものは対象としません。

主体は個人、グループいずれでもかまいません。もちろん、子どもだけのこころみについての子どもによる応募は大歓迎です。

【応募方法】

応募用紙に必要事項を記入の上、別途A4版に1200字から1600字程度で活動概要(予定を含む)を書いて頂き、事務局に郵送してください。なお資料等は返却いたしません。

活動の概要には、**子どもの参加の状況(どのような形で何人くらい、子どもが主体となって活動にかかわっていることがわかるように書いてください)**、実践の目的、成果・内容等を明確にし、これまでの経過や今後の予定(抱負)もあれば記述して下さい。(写真や資料等も貼付可)。また、助成金(最大10万円)がその実践の何の費用として使用されるのかも「内訳」の欄に記述をお願いします。

【助成費(活動費の一部として)】

1件10万円を上限とし、15件程度(総額150万円)

(助成金の使途が証明できる書類を事前または後日提出していただきます)

【応募締切】

2021年5月7日(金)必着

【審査基準】

子どもの権利の実現や普及・促進に貢献する内容のあらゆる試み

【審査委員】

石井 小夜子(弁護士)、清水秀行(日本教職員組合中央執行委員長)

野口誠也(全国人権教育研究協議会代表理事)

平野 裕二(ARC代表)

森田 明美(東洋大学教授)

斎藤 一久(名古屋大学大学院准教授)

事務局

【結果発表】

発表は2021年7月上旬。応募された方全員に結果をお知らせします。

【実践報告】

5000字程度で活動報告書を提出していただきます。

(子どもの人権連機関誌『いんふおめーしょん』に掲載させていただきます(Web配信を含む))

【その他】

お問い合わせは、子どもの人権連事務局までメールでご連絡下さい。

kodomo@jtu-net.or.jp

WHAT'S 子どもの人権連？

日教組、自治労などの団体会員(年会費1万円)及び個人会員(年会費5千円)から構成する子どもの人権連は86年の発足以来、国連・子どもの権利条約が94年に国内発効するまでは主に、子どもの権利条約の国内批准促進運動を、発効後は、条約の広報や子どもの権利状況全般の確立をめざす各種出版物を刊行するなどしてきました。特に教育・福祉の場での子どもの権利確立に力点を置いてきました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴他、同委員会宛NGOレポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行っています。会員申し込み及び機関誌見本の請求は下記まで。



〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 日本教育会館6階

子どもの人権連事務局 TEL: 03-3265-2197

第22回「子どもの権利条約具体化のための実践」応募用紙

団体名・連絡先(個人応募の方は、団体名は空欄で構いません)			
団体名			
代表者名		フリガナ	
電話		F A X	
住所	〒		
e-mail			
応募内容			
活動概要	800字～1600字程度でおまとめください。		
以下の内容等、とりくみのあらましについてわかりやすく書いてください。 ・どのような構成メンバーで ・どこで何をしてきたのか(特に子どもの参加状況、募集要項の「応募内容」参照) ・これからどこで何をやろうとしているのか 等			
助成希望金額	(最大10万円)		
内訳	これからのとりくみの場合は見積金額を、支出済のものは支出明細をご記入ください。		
助成決定した際の振込先口座(通帳を確認のうえ正確に、間違いがあると入金できません)			
銀行	支店	口座種類： 普通・当座	
	口座番号：		
口座名義：		フリガナ：	

【子どもの人権連 事務局】

〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋2-6-2 TEL 03 - 3265 - 2197

e-mail kodomo@jtu-net.or.jp

第12回九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本 実施報告書



実行委員長 大住葉子

1 はじめに

2008年から開催している「九州外国ルーツの生徒交流会 in 熊本」は12回目の開催を迎えた。18年度に引き続き、実行委員会はNPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもと、共に歩み青春を語る会（菊陽町）、FSやつしろ 外国にルーツを持つ子どもたちの会、秀岳館高等学校で構成され、多くの団体から後援いただき、2019年3月23、24日（土、日）に実施した。会場は熊本市国際交流会館・ユースピア熊本・東部YMCAの計3か所を使用した。

今年度の参加者は、外国ルーツの生徒40人、日本ルーツの高校生・大学生3人（いずれも書記ボランティア）、通訳1人、支援者の大人18人、計62人であった。参加生徒のルーツは中国、韓国、パキスタン、フィリピン、アメリカ、日本などで、外国籍、二重国籍、日本国籍等様々な子どもたちが参加した。熊本県からの参加者が多数を占める一方、佐賀県からも生徒や支援者の参加があった。

2 スケジュール

1日目

【熊本市国際交流会館】
13:00 開会式
13:30 アイスブレイク・ゲーム
14:30 班別話し合い
(年齢・国籍関係なく分けた班)
16:30 移動
【ユースピア熊本】
17:30 夕食・歌
18:30 ルーツ別話し合い
(それぞれのルーツに分けた班)
21:00 入浴 自由時間
22:00 班長会議
23:00 消灯

2日目

【ユースピア熊本】
7:00 起床
7:20 ロビー集合
7:30 移動
【東部YMCA】
8:00 朝食
9:00 班別話し合い
11:00 感想記入
11:30 閉会式
13:00 解散
13:30 班長会議
14:00 完全撤退

3 交流会報告

【生徒実行委員会について】

生徒たちは実行委員会を組織し、2018年10月から本番に向けて綿密な打ち合わせを行ってきた。リーダー格となる子どもを中心に、開・閉会式の内容やゲーム・歌・ダンスなどのアトラクション、そしてメインとなる班別・ルーツ別の交流会で話し合う内容について、繰り返し検討を重ねた。

19年度は実行委員会の対象となる高校生の数が少なく、実行委員の人選に多くの時間を要した。その結果、これまで一般参加者・及びサブリーダー（中学3年生を毎年サブリーダーとして話し合いの際に各班に配置し、進行に積極的に携わらせている）として交流会に参加していた「新実行委員」が多くを占めることとなった。やっと全員が顔を合わせ、「交流会の成功」という同じ方向を向くことができたのは、交流会当日の朝だった。初めての経験に緊張する子どももいたものの、リーダー格の子どもが全体を上手くリードしてくれたことで、良い形で交流会を終わらせることができたように感じている。

【班別・ルーツ別交流会について】

(1) 概要

この交流会のメインにあたるのが、前述した「班別・ルーツ別交流会」である。班別交流会は学年や年齢、性別、ルーツを問わず分けられた班ごとの交流の時間をさし、ルーツ別交流会は、子どもたちをそれぞれのルーツに分けて話し合う交流の時間をさしている。いずれの交流会においても、前述の生徒実行委員を各班のリーダーとし、その進行の下でそれぞれ話し合いを実施した。引率の大人は書記役として各班に1名ずつ入り、それ以外の大人は傍聴役として話し合いの様子を見守った。

班別交流会においては、はじめ初対面の友達に戸惑いの表情を浮かべていた生徒も見られたが、時間を経るごとに少しずつ仲良くなることができていたようであった。ルーツ別交流会においては、慣れた顔に安堵しながら、母語を用いて心ゆくまでそれぞれの思いを語り合っていた姿が印象的だった。

班別・ルーツ別交流会共に、普段は話すことのできない悩みの共有や、情報交換ができていたようで、子どもたちも満足することができていたようだった。その一方で、初めて参加した子どもの中には、自分の意見を表に出すことができず、不完全燃焼のまま会を後にした子どももいた。こうした子どもの意見をいかに引き出すかということが、私たち大人の、そして共に交流会を運営する生徒実行委員会の大きな課題となった。

(2) 交流会で話し合ったこと

- ・ 学校生活について…勉強、部活、先生・クラスメイトとの人間関係、進路（受験）、校則
- ・ 日本語学習について…日本語指導について、勉強法の紹介、日本語教室の紹介
- ・ 家族関係について…両親との不仲、日本の家族と母国の家族の関係に対する悩み
- ・ 母国と日本の違いについて…文化、社会・政治、生活インフラ
- ・ 将来の夢について…自分の夢の紹介、夢ができないことに対する悩み

【支援者の懇談会について】

1日目の夜には、支援者の懇談会を実施した。日本語指導員・学校教職員など、それぞれの立場から、子どもたちの抱える問題について情報交換をする時間を持った。

熊本県をはじめ、九州各地において「外国にルーツを持つ子どもたち」はそれぞれの町や村に散在しているという状況にある。生徒たちは散在するがゆえに悩みの共有が難しい状況にあるが、その支援者もまた同様の苦しみを味わっている。普段顔を合わせることができない立場の支援者たちが一緒に顔を合わせ、「生徒たちのためにいかに力を尽くすか」について深く議論することができた。

【子どもたちの感想】

ここで、交流会に参加した子どもたちの感想を紹介したい。実行委員（班長）として会をリードした生徒の思い、初めて参加した生徒の思い、何度も参加したことのある生徒の思い…いずれも、読みながら胸を打たれ、大人として生徒たちとどのように関わっていかなければならないのかを考えさせられるものばかりであった。

以下、初日の感想・2日目の感想に分け、原文のまま示す。

(1) 1日目

☆高校2年生（中国ルーツ・女子）

最初の班別は班長としてあまり班員の悩みを聞き取れなかったことを反省してます。初めての班員 がほとんどだったから、みんなはずかしいからあまり話せなかったと思う。ルーツ別では、とても盛り上がって話せたので良かったと思う。自分の悩みも話せたし、班全員が共感することがあったので良かったです。あしたもしっかり頑張りたいです。

☆大学1年生（日本ルーツ / 帰国子女・男子）

今日の話し合いで、人それぞれやルーツ別によって悩みをききました。班別のときは、日本生まれだから自分に外国ルーツがあるということが不安だと言っている人がいた。ほかには、漢字、カタカナ、ひらがな3つあることが難しいと言っている人がいた。ルーツ別では、日本生まれなのにハーフ（ダブル）だからという理由で外国語を話してといわれ、言えないからこわったらつまらないと言われた。外国に行く時期によって、きょうつうのなやみもあるけど、ちがったなやみがあることをした。

☆中学2年生（フィリピンルーツ・女子）

今日は、主に2回交流の場があってどちらも私にとってとてもいい時間になりました。まず一番最初の交流ではみんなの実体験を話し合ったり、私たちに向けての進路の話をしてくださったりなど本当に私もいろいろと考えさせられました。2回目の交流では、趣味、将来の夢などの自分のことについて話し合いました。そしてそのほかに悩みや不安なこと、

過去のことにについて話し合いました。私は1回目の時も2回目の時もあまり自分のことを話すことができなかったけど、共感できることや衝撃的なことや考えさせられることがいっぱいありました。今日1日を通して私のまわりにも同じような思いをしているかもしれないと思ったと同時にそういう人たちが安心できるような雰囲気をつくっていきたいです。

☆中学2年生（中国ルーツ・男子）

初めてこの会に参加したけど、第1回の交流会の対話では、自己紹介やなやみを相談できて、とても助かりました。そして、みんなの体験を聞いて、これからの生活につなげていきたいと思いました。ぼくは今毎日のようにお母さんとケンカしていて、そのことも友達の話の聞いて、少しずつ直して行って、仲良くしていきたいと思います。夜の対話では、自分の夢を聞かれ、何も語るできませんでした。皆が中2になったら、そろそろ決めた方がいいよとアドバイスをもらいました。

(2) 2日目

☆中学3年生（韓国・日本ルーツ / 女子）

昨日よりみんなと仲良くなれてよかった。悩みや、気になっていたことを聞いて、その答えも聞けてよかった。1人で悩む時より、悩みが解決できたみたいで良かった。勉強の意欲も生まれて、どうやって勉強すればいいのか分かった気がする。

☆高校1年生（中国ルーツ / 男子）

今日は最初に高校について話した。先輩としてアドバイスをあげた。みんなは高校に向かっているいろいろな意見と考えがもっている。よく伝えたと思っている。そして、悩みについて、名前は日本人と違うので、呼ばれたらいやな気持ちがあることは話した。また、外国から日本に来て、変わりよる悩みが出てくる。部活で先輩と後輩の関係などが困っている。今回の交流会、けっこうよく話した。話を深めて、これからの学校生活にうまく過ごせる力になったと思っている。

☆中学2年生（中国・日本ルーツ / 女子）

2日目でラスト。少し心細い気持ちがある。やっとなじめかけた人たちと別れてしまうからとてもさびしい気持ちがある。でも私の勉強のなやみとかをしっかりと聞いてくれてしっかり教えてくれて心残しはないくらい楽しかった。けっこう住んでいるところはバラバラだから会う機会が中々ないと思う。だからこそ、今年できなかったことやしゃべれなかった人としゃべるなどということを来年もしたい。来年も来たいと思っている。素晴らしい会、どうもありがとうございました。

4 おわりに

この2日間を思い返すと、「笑いあり涙あり」という言葉がぴったりの大変濃密な時間であった。普段は表に出さない悩みを言葉にし、班員に共有する中で見せた涙。弱さを正直に表に出した友人を「大丈夫だよ、私たちがいるよ」と支える笑顔。交流会を終えた達成感から実行委員が流した涙。安堵感から自然と浮かんだ笑顔。子どもたち1人ひとりが自分と向き合い、同じ境遇にある友人と向き合い、周りの環境に向き合い、そして自分の将来に向き合い—本当によく頑張った交流会であった。

当NPOでは、私たちスタッフが外部の研修会に出かけ、この交流会の紹介をしたり、外国にルーツを持つ子どもたちについて話したりする機会が多くある。しかし、一支援者である私たちが、「この交流会はこんなものです」「子どもたちはこういうことで悩んでいます」とどれだけ言葉を尽くしても、先に示した子どもたちの声には勝らないといつも痛感させられる。子どもたちの思いに触れたい支援者には、そして何らかの形で外国にルーツを持つ子どもたちに関わる大人には、ぜひ一度この交流会に足を運び、子どもたちの生の声に触れてほしい。

今回、私が子どもたちの生の声に触れる中で痛感させられたのは、私たち支援者をはじめとした「大人」の課題である。子どもたちが安心して日本語を学習したり、学校に通ったり—ひいては、それぞれが目標とする進路を達成するために、何をしなければならないのか。それぞれの立場の大人が手を取り合い、生徒にとってよりよい環境の提供に向けて努力する必要がある。

また、本交流会は「九州外国ルーツの生徒交流会」であるが、他県からの参加がまだまだ少ない状態である。他県の支援者及び生徒との連携を密にし、より多くの生徒が集える場として機能できるよう、善処していかなければならない。

一人でも多くの外国にルーツを持つ子どもたちが、この日本で、そしてそれぞれの地域で、自分の居場所を見つけ、自分らしく生きていけるよう、引き続き活動を続けていきたいと思っている。

記載者： 実行委員 大住 葉子
(NPO法人外国から来た子ども支援ネットくまもと)

【交流会の様子】



アイスブレイク・ゲームの様子。優勝者と与えられるお菓子を手に入れるべく、真剣にリーダーとのじゃんけん決勝戦に臨む子どもたち。



1日目の午後の班別交流会の様子。悩みに耳を傾ける班員たち。



ゲームの待ち時間のコマ。
久々に友達に会うことができ、楽しそうな表情を浮かべている子どもたち。



開会式時のコマ。
実行委員として会を盛り上げるべく、協力して頑張る姿が印象的だった。



閉会式後に撮影した集合写真。
みんなで将来の夢を書いた紙を持ち、夢に向かって頑張ろうという誓いを立てた。



第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

外国につながる若者たち、三つの企画 オルタボイス交流会、オルタボイスキャンプ、 オルタボイスフェスタ

NPO 法人多文化共生教育ネットワークかながわ 高橋 徹

私たちが行っている外国につながる生徒・若者交流事業は、6月の「オルタボイス交流会」、11月の「オルタボイスキャンプ」、3月の「オルタボイスフェスタ」です。この三つの企画について、それぞれ報告します。

【オルタボイス交流会 2018 春～外国につながる生徒・若者交流会】

新入生の歓迎を込めて、2018年6月23日にオルタボイス交流会を行いました。場所は横浜市立横浜総合高校。参加者は生徒40人、OB・OG7人、引率スタッフ26人、合計73人。参加した生徒の出身地域別人数は中国14人、フィリピン11人、日本5人、ペルー3人、パキスタン2人、フィリピン・日本2人、アメリカ・日本1人、ブラジル1人、ベトナム1人。準備や当日の進行運営を、6人の高校生が担当しました。

まず参加者の緊張をほぐし、打ち解けるように、アイスブレイクとしていくつかのゲームを行いました。言葉を使わずに、誕生日順に並び、その後に自己紹介。好きな色や食べ物、出身国など、声をかけあいながら仲間を捜して集まるゲーム。その後、班に分かれて班別の対抗ゲームを行いました。

そうして班ごとにテーブルを囲み、話し合い。テーマは「学校の中で楽しいこと、嫌なこと」「日本に来て驚いたこと、面白いと思ったこと」「自分が困っていること、外国につながる生徒たちが困っていること」「その解決策・どうすればよいか」「将来の夢」

昨年に比べ、参加者が大幅に増えました。

参加した生徒から、終了後に回収したアンケートによると、新しい友だちができ、参加者からは「楽しかった」「参加してよかった」という意見が多くありました。担当した高校生スタッフからは、「もっと深い話し合いができるような工夫をしていきたい」などの意見もありました。準備に関する反省点としては、参加呼びかけがまだ十分関係生徒に行き届いているとは限らず、呼びかけにひと工夫したいという意見も出されました。

【2018 オルタボイスキャンプ～外国につながる生徒交流会】

2018年のオルタボイスキャンプは11月17日（土）～18日（日）に、「公益財団法人よこはまユース」との共催で、横浜市金沢区にある「野島青少年研修センター」にて行われました。参加者は、中・高校生15校から35人、OB・OG7人、スタッフ・引率21人。高校生の出身地域別内訳は13カ国、フィリピン7人、日本6人、ペルー6人、ベトナム4人、中国3人、スリランカ2人、インドネシ

ア1 カンボジア1 コロンビア1 日本 / ボリビア1 パラグアイ1 バングラデシュ1 ラオス1。

準備や当日の運営は、10人の高校生が担ってくれました。アイスブレイクの自己紹介ゲーム、班別対抗ゲーム（フラフープゲーム、ジェスチャーゲーム）が終わった後は、みんなで厨房に入り食事作り。手作りメニューは、①中国・水餃子、②フィリピン・アドボ、③ベトナム・揚げ春巻き、④ペルー・ソパミヌータなど、参加者になじむ料理を準備。

食後は自分たちの体験をシナリオ化した卒業生（OB・OG）による朗読劇を鑑賞。その後5班に分かれて話し合い。話し合いのテーマは6月の交流会の時と同じですが、料理と一緒に作って打ち解け、一泊の宿泊の中で行った効果はあり、1人1人が自分のいじめ体験や苦しかったことなど、深い話し合いに発展していきます。

終了後、参加生徒からは「同じ思いしている人がいた。仲間みたい。（ラオス女子1年）」「普段はつながる事ができない人たちと関わることができた。（日本女子2年）」「自分と同じような外国人と色々と話しました。よかったです。（中国女子2年）」などの感想が寄せられました。

終了後スタッフたちの反省会の中では次のような点が指摘されました。

- ①当日キャンセルが多く、昨年よりは参加人数は減ったが、充実した話し合いができ、満足度の高い交流会だった。
- ②各国料理も大変好評で、量もちょうどよかった。また、イスラム教の生徒が数人参加していたので、別材料でハラール料理を作り、これも好評だった。
- ③話し合いの導入のために、例年はスタッフによって朗読劇を行っていたが、今年ははじめてオルタボイスで育った卒業生たちが行い、好評だった。

【オルタボイスフェスタ 2019 ～外国につながる子どもや若者たちの声】

オルタボイスフェスタは、上記二つの交流会の総集編です。例年と同じく「湘南とつかYMCA」のホールで行いました。2019年3月30日に開催され、第12回目となりました。来場者及び参加者の総数はおおよそ150人ほどでした。子ども・若者たちが、自らの思いを語ったり表現したりするイベントで、歌、スピーチ、ビデオ、ダンス、音楽演奏、模擬店で食べ物や民芸品などの販売も行われました。準備と当日の運営は10人ほどの高校生と卒業生が担ってくれました。

..... パワフルなチャンゴの音でスタート

毎年オルタボイスフェスタは、「ヨコハマハギハッキョ・チャンゴグループ」による、韓国・朝鮮の打楽器演奏でスタートします。ヨコハマハギハッキョは、韓国・朝鮮の友だちに出会い、歴史や文化について学ぶ学校です。年間を通じてチャンゴグループとして打楽器チャンゴの練習と発表活動を行っています。また、夏と冬にはコリアン文化体験教室を開きます。昨年は夏に「サムルノリ教室」冬に「お話と遊びの会」をしました。今日はチャンゴ演奏を披露し、自分たちのハギハッキョにかける思いをアピールします。

歌やダンスに込められたメッセージ

「たぶんかフリースクールよこはま」は本国で中学校を卒業後来日した子どもたちの高校入試のサポートをしている団体です。10年前に始めた学習教室です。今年も全員第一希望校に合格した直後。歌とスピーチを披露しました。

横浜市南区にあるNPO在日外国人教育生活相談センター信愛塾は、外国にルーツをもつ子どもたちの学びと交流の場として、また保護者の相談活動を行っています。今年は模擬店でミニビンパ井を準備してくれました。

「トマトマ教室」は外国につながる中・高生の学習補習教室活動を中心に、居場所としての様々な交流・連携活動も大事にしています。今年は模擬店でトマトスープを提供。日ごろの思いをスピーチの形で発信しました。

「横浜翠嵐高校定時制多文化共生研究会」は自主制作のビデオを上映しました。「うつ病」をテーマにしたものですが、心的状況を巧みに映像化し、大変レベルの高い作品に仕上がっていました。

「湘南高校定時制多文化共生部」は新入生の歓迎から、1年間の部の活動や学校生活を映像で紹介しました。

日ごろの思いをスピーチ

「平塚商業定時制有志」のボリビア出身のTさん（女子）は高校1年生です。スピーチで、日本にきて学校で苦戦していることや、自分の国の言葉を忘れないように頑張っていること、将来は歌手になりたいことなどを語りました。

「厚木清南高校、定時制ダンス部」は毎年ヒップホップを中心としたダンスを披露してくれます。今年の参加は2人で、もう卒業ですが、新入部員もいるので来年も期待できるとのこと。

「みなと総合高校 有志」のフィリピン出身Sさん（女子）は、日本にきてまだ2年というのに見事な日本語でスピーチをし、弾き語りで歌を披露してくれました。母親が日本で10年頑張って自分を呼び寄せたいきさつを、両親に感謝の言葉も含め語ってくれました。

OB・OGからのメッセージ

「オルタボイス卒業生の会」は、高校時代にオルタボイスの企画に参加し、現在は大学に進学したり、社会人として活躍している若者たちの会です。オルタボイスの運営も担いながら、今回は後輩達に劇を披露してくれました。外国人というだけで友だちを作るのに苦労した体験や、学校の先生の差別的な言葉を再現した劇を披露してくれました。

「多文化ユース」は大学生や社会人として活躍する若者たちの集まりです。4人がステージ上に立ち、リレートークを行いました。高校時代にやっていたこと、ボランティア活動に取り組んできたこと、将来に向けての自己実現、「公務員試験、教員試験を受けようと思っている。多文化共生を実現したい」などそれぞれの思いと活動を語り合ってくれました。

メッセージコンクール

メッセージコンクールの審査委員は、とつか法律事務所の小豆澤史絵弁護士、横浜市立戸塚高校にお勤めの李智子（イ・チジャ）先生、ME-netの理事、武一美さんの3人をお願いしました。会場にいらした方の投票と審査員の持ち点で評価します。その結果「みなと総合有志」が最優秀賞。優秀賞として「横浜翠嵐高校定時制多文化共生研究会」「厚木清南高校、定時制ダンス部」の2団体が選ばれました。





第19回「子どもの権利条約具現化のための実践」助成事業報告

福島の一ひとり親家庭親子と 学生のサマーレスパイトデイズの活動

東洋大学森田明美ゼミ

1 サマーレスパイトデイズ活動概要

この活動は、東洋大学が所有するセミナーハウスを使用し、震災の被害にあったひとり親家庭の子どもたちに心身共にリフレッシュしてもらうと同時に、内部被ばくを抑える目的で2011年から毎年行われてきた。活動の背景には、震災後数年間は、原発事故による放射線量が高く、当時は外遊びが出来なかったり、外での体育の授業や運動会が出来なかったりしたという状況があった。この活動の実施時期は7月の3連休の期間を使い、2泊3日の日程で行われる。

この活動は19年度で8回目の実施を迎えた。震災から8年が経過することにより、実施当初の目的からは変化し、子どもたちの休息の場としてだけでなく、レスパイトに関わる大学生たちに興味を持ち始め、自分たちの将来について考えるきっかけの場にもなり始めている。そこで、また近年は、この活動への子どもの参加を促進するために、事前に参加する子どもたちと大学生が実施内容などの打ち合わせのために郡山で事前の活動をおこなったり、積極的に子どもたちの冬遊びや、毎週実施されることになった郡山の学習支援の時に東洋大学生がサポーターに入り、子どもたちとの意見交換をして、企画を一緒に作っている。またこの活動をとおして育った高校生たちがリーダーとして育ち、本活動においてサポートする側になるなどの変化が出ている。

これは、実施初期は小学生だった子どもたちが、中学生、高校生へと成長し、自分の将来について考えるようになったということと、継続した関係性による大学生への興味からも生まれた変化である。また一方で、現在では、震災のことを覚えていない、知らない子どもたちの参加も増えてきている。

2 2018年度の活動記録

①活動概要

サマーレスパイトデイズは、2018年7月14日～16日、山梨県南都留郡富士河口湖町にある、東洋大学河口湖セミナーハウスで行われた。河口湖で行ったのは2回目である。河口湖での実施になった理由の1つとして、子どもたちのなかに、テニスをしたい子どもが多かった為である。

参加人数は、大学院生4人、森田明美ゼミ28人、その他社会福祉学科学生18人、教員5人、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島のスタッフ6人、子ども21人、保護者5人、バスの運転手さん1人総勢88人である。

また、今年度も例年通り、サマーレスパイトの約1ヶ月前から森田ゼミ生とゼミ生以外の学生は、

毎週水曜日の昼休みを利用して事前学習を行った。事前学習では3年生が、ひとり親家庭の現状、被災地の子どもの遊び、震災による二次被害、子どもの心情理解、の4つのテーマに分かれて、発表を行った。また、それ以外にも、サマーレスパイトを行うにあたっての注意事項や当日の流れの確認、福島からNPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島の理事長を務めている遠野さんに来ていただき、子どもたちの現状について話していただいた。

②当日のタイムスケジュール

日	時間	場所
14 日	8:05	生活・備品係集合（研究室前）
	8:15	森田ゼミ生・ボランティア学生集合（6号館前）
	8:40	乗車・東洋大学河口湖セミナーハウスへ出発
	12:00	森と湖の楽園下見
	13:00	東洋大学河口湖セミナーハウス到着
	13:00～14:30	荷物・備品の移動、各自部屋に移動
	14:30～15:00	福島からのバス到着（お迎え、担当者顔合わせ）
	15:00～16:00	はじまりの会 / 各自部屋に移動
	16:00～17:00	レクリエーション（宇宙オニ）
	17:00～17:50	男子・入浴 女子・宿題
	18:00～19:00	夕食
	19:00～19:30	花火
	19:30～20:50	男子・宿題 女子・入浴
	21:00	就寝（1日目担当者は子どもと一緒に就寝）
	21:00～	代表者会議
15 日		
	6:30	起床 / 身支度
	7:00～7:20	朝の朝礼 / エビカニクス体操
	7:30～8:10	朝食
	8:15～9:15	宿題
	8:30	東洋大生準備班出発（先発組）
	9:30	森と湖の楽園へ出発（後発組）
	10:30	はじまりの会
	10:30～12:00	B B Qの準備
	12:00～13:30	昼食・スイカ割り（後片付けも同時進行）
	13:30～15:00	レクリエーション（ウォークラリー）
	15:00～16:30	セミナーハウスへ出発（先発・子ども 後発・学生）
	16:30～17:00	親御さんへの手紙を書く時間（子ども）
	17:00～17:50	男子・入浴 女子・宿題
	18:00～19:00	夕食
	19:00～19:45	花火
	19:45～21:00	男子・宿題 女子・入浴
	21:00	就寝（2日目担当者は子どもと一緒に就寝）
	21:00～	代表者会議

日	時間	場所
16日		
	6:30	起床
	7:00～7:20	朝の朝礼 / エビカニクス体操
	7:30～8:10	朝食
	8:15～9:00	部屋の掃除・帰りの準備（荷物移動）
	9:00～10:00	また会いましょうの会
	10:00	子ども出発 見送り
	10:00～12:00	セミナーハウス後片付け、意見交換会
	12:00～12:50	昼食（学生＋埼玉からお越しの親子3人）
	13:00	河口湖セミナーハウス出発
	17:00	東洋大学（白山）到着・解散

・1日目

サマーレスパイト1日目は東洋大生と、福島組それぞれがバスで河口湖セミナーハウスへ向かった。セミナーハウスに行く前に2日目の活動で利用する、森と湖の楽園の下見を行った。バスは道の混雑のため予定よりも遅くセミナーハウスに到着した。4年生は去年参加していた子どもとの再会を喜んでいる人が多く、逆に3年生は仲良くなれるか不安な人が多かった。子どもと初対面の大学生とは緊張した表情であったが、すぐに打ち解けていた。また、昨年までは支援の対象だった子どもが、高校生になりボランティア側として参加しているのを見て1年間での子どもの成長を感じた。子どもたちと対面した後、自己紹介を含めたオリエンテーションを行い、それぞれがレスパイトを楽しみにしているということを感じた。オリエンテーションが終わった後、荷物を部屋に置きレクリエーションで宇宙オニを外で行った。途中雨が降ってきてしまい、予定よりも少し早く宇宙オニを終えることになってしまったが、このレクリエーションを機に学生と子どもたちがより打ち解けられたような印象を受けた。セミナーハウスに戻り男子は入浴、女子は宿題した後、夕食をとり、花火をして1日目は終了した。

・2日目

2日目は朝早くからラジオ体操と子どもたちからの要望で踊ることになっていたエビカニクス体操を踊り、朝食を済ませた後、一部の学生は森と湖の楽園へ先に行き、BBQの準備を行った。バスを待っている間、子どもたちは宿題をした。その後レクリエーションとしてウォークラリーを行った。森の中だったためそれほど暑くなく、子どもたちは非常に楽しそうに活動していた。ウォークラリーを終えた後BBQをし、スイカ割りをした。スイカ割りは昨年と同様に非常に盛り上がった。みんなでスイカを食べた後、気温が非常に高くなり熱中症の危険性があったため、予定より早く河口湖セミナーハウスへ戻った。子どもたちはBBQの片づけをしている学生たちが戻ってくるまで、親御さんへ手紙を書き宿題を終わらせた。その後、男子は入浴時間、女子は宿題を

した。2日目の夕食後には、子どもたちが担当の大学生にあてた手紙を1人ずつ全員の前で渡してくれた。手紙をもらって嬉しさのあまり涙する学生もいた。夕食を食べ終えた後花火をし、女子の入浴時間に男子が宿題を行い2日目は終了した。

・3日目

3日目は、2日目同様ラジオ体操とエビカニクス体操を踊り、朝食後、荷物の整理や部屋の片づけを子どもたちと一緒にした。3日目には、1日目は大人しかった子どもたちも積極的に手伝う姿がとても印象的だった。最後にはみんなが集まり「また会いましょうの会」をした。この会では、大学生やしんぐるまざあず・ふおーらむ・福島の方々、講師の方のお話を聞いた。寂しさのあまり、涙を流している学生や子どももいた。また、3日間一緒に過ごした子どもたちと一番思い出に残った活動やエピソードを語り合った。どの子どもたちも3日間の思い出を楽しそうに語ってくれていたことが印象的だった。

いよいよお別れの時間となり、大学生と子どもたちの間で最後のお別れの会話を交わしていた。そのなかには「来年も絶対に会おうね!」「来年も来るから絶対来てね」など来年のレスパイトの活動をすでに楽しみにしている声がたくさん上がっていた。バスが出発する直前までバスのそばでハイタッチをしたり、話していたりしていた。子どもたちを乗せたバスが出発すると学生と子どもたちは、お互いの姿が見えなくなるまで手を振り続けていた。子どもたちが帰った後、大学生は活動の反省を行い、河口湖セミナーハウスで最後の昼食を取った。その後、バスで東洋大学の白山キャンパスに戻り、帰宅し、3日間のサマーレスパイトを終えた。

＜サマーレスパイトの感想：高校生＞

W：皆さんこんにちは。福島県から来ました。WとKです。

私たちが毎年参加しているサマーレスパイトについて発表します。東洋大学のセミナーハウスで毎年7月の3連休に行われているレスパイト。森田先生のゼミの学生さんが子ども一人に2,3人ついてくれて一緒に勉強したり、遊んでくれます。レスパイト中は片付けや掃除などを自分で行うので、家に帰っても続けて母親の手伝い出来るようになりました。この写真に写っている女の子はこの後、報告してくれるKちゃんです。小学生だったKちゃんは今ではこんなに大きくなりました。私は、レスパイトに参加してお父さんがいないコンプレックスを以前より感じなくなりました。母は毎日朝から夜まで仕事をしていたため、小さい頃からおばあちゃんと生活をしていました。母がおばあちゃんの家を迎えに来てくれる頃には私は寝ていました。なので、たまに保育園を迎えに来てくれた時は嬉しかったです。東洋大学の学生さんたちはとても優しく私のわがままにも付き合ってくれるので、まるでお姫様になったような気分でした。普段甘えることが出来なかった私は甘えることが出来ず、人と接することが苦手でしたが、レスパイトに参加してくれている学生さんやスタッフさんが積極的に話してくれるおかげで、自分から積極的に行動出来るように

なりました。私にとってレスパイトは学生さんたちの背中を見て様々な姿を吸収出来たり、自分よりも小さい子どものお世話ができたり、自分自身が成長出来る素晴らしい行事です。これからもレスパイトを通して自分自身の成長につなげていきたいです。

K：私は初めてレスパイトに参加したのが、小学2年生の時で、それからはほぼ毎年参加していました。優しいお兄さんやお姉さんたちが接してくれました。震災後初めて行われたレスパイトは鴨川でした。浜辺で遊んだことやスイカ割りをしたのを覚えています。中学生になった頃は自分より小さい子どもが増えて、教える立場になりました。悩みなどを打ち明けてくれたことが嬉しかったです。レスパイトや子ども食堂では自分と同じ境遇の子たちが集まり、1人親家庭と言うコンプレックスから少しずつ抜け出せるのではないかと考えています。私自身もそうでした。授業参観の時にみんなお父さんやお母さんと写真を撮っていたのを当時の私はうらやましく見ていました。母は忙しくなかなか来られなく、友達からは「Kちゃんのママは？」と聞かれ、「ママは仕事」、「パパは遠いところで仕事なの」って強がって答えていました。小さい頃は誰もが自分の家族構成を当たり前だと捉えてしまいます。自分と他人を比較し、知らぬ間に自分も相手も傷つけてしまいます。考え方が大人になると自分の家族構成と言う小さな世界からたくさんの家族構成があり仕事によって家にいる時間が違うという大きな世界に目を向けられるようになりました。そのようなことをレスパイトや子ども食堂を通して感じました。高校生になって昔自分がしてもらっていたことをやる立場になりました。またずっとレスパイトに参加していることで絆が深まり、信頼関係が出来上がっているので、頼られまくるお姉さんになりました。このような自分がいるのは、しんぐるまざあずふぉーらむの遠野さんをはじめ、東洋大学の学生さん、そしてレスパイトに参加に申し込んでくれる母親がいるからです。レスパイトでは、心で感じるもの、肌で感じるものそれぞれたくさんあります。私は今、勉強と部活で忙しいため、子どもたちになかなか会えなくなりましたが、久しぶりに会うと私の名前を叫んで抱きついてきてくれます。その時、とても幸せです。レスパイトは自分を大きく成長させてくれました。今、私はたくさんの方々に感謝する気持ちでいっぱいです。長いお話にお付き合いいただきありがとうございます。



ペアの学生の声を頼りに、スイカに向かって一撃！
学生も驚きの見事なスイカ割りでした



テニスコートで宇宙オニというレクリエーションを行いました。
いざ始まると元気に走り回る子どもたち！！
お兄さんを捕まえようと一生懸命に走っています。



走り回ったあとは、夕飯まで静かに学生と一緒に勉強をしました。



自然に囲まれた BBQ 場で楽しくお昼ごはんを食べました。



Document 子どもの権利をめぐる国際動向 (2020.5~2020.7)

ARC 代表・子どもの人権連代表委員 平野裕二

筆者が日々 Facebook にアップしている投稿のなかから、子どもの権利をめぐる国際的動向についての主なニュースを紹介していきます（一部、日本国内の動きについても取り上げます）。各項目の末尾に関連の投稿の日付を掲載していますので、詳しい情報は各投稿をご参照ください。筆者のアカウント名は Yuji Hirano (yujihirano.arc) です。なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19、本稿では「新型コロナ」と表記）をめぐる国際動向については、前号・今号の別稿もあわせてご覧ください。

【2020年5月】

■新型コロナ禍における子どもへの虐待等への対応に関する国際的指針

ユニセフ・WHOなどの国際機関は、5月4日、新型コロナ危機下での家庭における子どもの暴力・虐待・ネグレクトに関する新たな指針（テクニカルノート）を発表。防止、発見・通告、子ども家庭福祉サービスの3つの分野でとるべき対応に関するガイダンスを提示し、苦しい状況にある子どもを支える学校・教育関係者の役割を強化すること（電話やオンラインサポートを通じて学校カウンセリングサービスにアクセスし続けられるようにすることを含む）なども促した。（5月6日投稿）

■国連人権高等弁務官事務所、新型コロナと「市民的空間」に関するガイダンスを発表

国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）の「COVID-19 ガイダンス」に、5月4日、「市民的空間」に関する分野別ガイダンスが追加された。「いまや、これまで以上に人々の声に耳を傾けなければならない」として、▽新型コロナ対策への市民の参加の奨励、▽情報へのアクセスの最大化、▽表現・集会の自由の尊重・擁護、▽プライバシーに対する影響への対処などを促すもの。有害な情報に対抗していくことの必要性を強調する一方、「フェイクニュース」やディスインフォメーションといった曖昧な概念に

基づいて表現を処罰対象とすることは許されないこともあわせて指摘している。（5月9日投稿）

■国連事務総長、新型コロナと障害者に関するポリシーブリーフを発表

アントニオ・グテーレス国連事務総長は、5月6日、新型コロナの社会的・経済的影響に関するポリシーブリーフ（政策概要）の一環として「障害を包摂する COVID-19 対応」を発表し、新型コロナ対策における障害の視点の主流化、情報・サービス等のアクセシビリティの確保などを促した。その他、高齢者（5月1日）、メンタルヘルス（同13日）、移住者・難民・避難民（6月3日）、食料（同9日）などに関するポリシーブリーフも発表されている。（5月6日投稿）

■セクシュアル&リプロダクティブヘルス／ライツに関する各国共同声明、発表される

日本を含む59か国の賛同を得て、「COVID-19 危機下においてセクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツを擁護しジェンダーに基づいた対策の促進を求める」共同プレス声明が発表された（5月6日）。セクシュアル&リプロダクティブヘルス関連の問題のほか、ジェンダーに基づく暴力、思春期の子どもの健康・権利・福祉の保護などについても取り上げられてい

る。(5月16日投稿)

■国連人権専門家らが新型コロナ禍の搾取・人身取引の増加に相次いで懸念を表明

子どもの売買・性的搾取に関する国連特別報告者は、5月6日、▽子どもの性的搾取を目的とする「デリバリー」サービスや「ドライブスルー」サービスを確立しようとする試みがあること、▽ネット上の子どもの性的虐待表現物に違法にアクセスしようとする動きが増えていることなどに警鐘を鳴らし、「包括的なマッピングと、迅速で応答性の高い子ども保護措置」などの重要性を強調した。

一方、現代的形態の奴隷制に関する国連特別報告者は、ロックダウンにともなう企業の倒産等によって、脆弱な立場に置かれてきた労働者がますます不安定・搾取的な状況に追いこまれつつあることを指摘。UNODC(国連薬物犯罪事務所)も「COVID-19 パンデミックが人身取引に及ぼす影響」と題する報告書を発表し、人身取引対策を後退させることがないよう各国に促した(いずれも5月5日)。(5月7日投稿)

■国連事務総長、新型コロナをめぐるヘイトスピーチに憂慮を表明

グテーレス国連事務総長は、5月8日、新型コロナ禍で「津波のような憎悪と外国人嫌悪」が広がっているとして、対抗措置をとっていく必要性を訴えるビデオメッセージを発表。その後、11日には国連から「COVID-19 関連のヘイトスピーチへの対処および対抗に関するガイダンスノート」が発表された。とくに正確な情報の普及が強調される一方、差別、敵意または暴力の煽動に相当するヘイトスピーチについては加害者の処罰やソーシャルメディア・プラットフォームによるコンテンツの削除といった対応をとることも促されている。(5月8日・13日投稿)

■国連・恣意的拘禁作業部会、隔離のための収容に関する見解を発表

恣意的拘禁に関する国連作業部会は、5月8日、「公衆衛生上の緊急事態を背景とする自由の恣意的剥奪の防止」に関する見解11号を発表。公衆衛生上の緊急事態を背景として課される義務的隔離は事実上の自由の剥奪であり、恣意的対応を防止するための保障措置が厳格に守られなければならないことを確認したうえで、とくに必要性、比例性、もっとも制限度の少ない手段の選択といった要件が満たされなければならないことをあらためて強調した。さらに、▽高齢者(60歳以上)、▽妊婦および授乳中の女性、▽基礎疾患がある人、▽障害のある人は原則として収容してはならないとし、入管収容の濫用に対しても警鐘を鳴らしている。(5月9日投稿)

■UNDP がジェンダーに基づく暴力と新型コロナに関する指針を発表

UNDP(国連開発計画)は、5月11日、「ジェンダーに基づく暴力とCOVID-19」と題するブリーフィングノートを発表。国連機関とそのパートナーを対象として、新型コロナ禍の最中にジェンダーに基づく暴力に関してとりうる対応についての指針を示した。▽シェルター、安全な空間、住居などのサービスを修正・拡大すること、▽政府・民間セクター・市民社会を巻きこみながら「暴力は容認されない」という力強いメッセージを発信すること、▽コミュニティ主導の解決策を進めていけるようにすることなどを促している。(5月21日投稿)

■セーシェルが60番目の体罰全面禁止国に

インド洋に浮かぶセーシェル共和国で、家庭における子どもの体罰を禁止する法律が可決された(5月12日)。子どもに「適正な罰」を与える保護者の権利を認めた条文を削除するとともに、あらゆる体罰を明示的に禁止する規定を新たに設けたもの。これにより、子どもに対する体罰を全面的に禁止した国は60か国となった。(5月18日投稿)

■韓国、性的同意年齢の引き上げ（13 歳 → 16 歳）を可決

日本と同じく性的同意年齢（性的行為に同意する能力がいちおう備わっていると見なされる年齢）が 13 歳とされてきた韓国で、これを 16 歳に引き上げる法案が可決された（5 月 13 日）。あわせて、不法に撮影された性的動画については所持・購入・保存のみならず視聴も犯罪とされることになった。フィリピン（性的同意年齢 12 歳）でも議会で引き上げの議論が進められている。（5 月 14 日投稿）

■国連事務総長、新型コロナとメンタルヘルスに関する報告書を発表

グテーレス国連事務総長は、5 月 13 日、ポリシーブリーフ「COVID-19 とメンタルヘルスに関する行動の必要性」を発表。▽とくに過酷な環境で働く医療従事者の精神的負担が大きいこと、▽子どもたちも外出制限や休校措置によるストレスを強く感じていることなどを指摘し、新型コロナ対策の一環として精神的ケアに取り組むことの必要性を指摘した。（5 月 15 日投稿）

■国連人権高等弁務官、新型コロナ禍からの性急な出口戦略に警鐘を鳴らす

新型コロナ対策としてとられてきたロックダウン等の措置の緩和・解除が進むなか、ミチエル・バチエ国連人権高等弁務官は、5 月 14 日にジュネーブで開いた記者会見で拙速な対応に警鐘を鳴らし、人権の視点に立った出口戦略をとることの必要性を指摘。社会的活動の再開にあたって対応を誤った場合、ロックダウン中に払われた甚大な犠牲が無駄になってしまうばかりか、個人および経済に対する被害も増幅されることになるかと警告し、▽保健上の基準が満たされているか、▽労働者の保護を確保するための措置がとられてきたか等の点に関して十分な検討を行なうよう促した。（5 月 15 日投稿）

■台湾で新型コロナに関する子ども向け記者会見が開催される

台湾で新型コロナに関する子ども向けの記者会見が開催され、閣僚である陳 時中・衛生福利部長（保健福祉相）と潘 文忠・教育部長（教育相）が 11 人の子ども記者の質問に答えた（5 月 15 日）。台湾の公共放送・公視の青少年向け番組「青春發言人」が企画したもの。子どもたちからは、▽卒業式（通常は夏に実施される）は中止されるのか、▽マスクをせずにバスケットをするのは安全かといった質問が出されたほか、▽いつも遊びに出かけている友達からウィルスうつされるのではないかと、▽感染したら学校で差別されるのではないかなどの不安も表明された。衛生福利部の陳部長は、台湾で新型コロナの感染が確認された 1 月以降、100 回以上の記者会見をこなしている。（5 月 17 日投稿）

■LGBT 差別に反対する国際デーにあたって多数の国際機関等が声明を発表

ホモフォビア・トランスフォビア・バイフォビア（同性愛者・両性愛者・トランスジェンダーに対する差別・偏見）に反対する国際デー（5 月 17 日）にあたり、グテーレス国連事務総長とバチエ国連人権高等弁務官がそれぞれメッセージを発表したほか、国連および米州・欧州の多数の人権機構・人権専門家が共同声明（5 月 14 日付）を発表して新型コロナ対策における LGBT（レズビアン・ゲイ・バイセクシュアル・トランスジェンダー）の包摂を求めた。

ヨーロッパでは、欧州評議会事務局長が、新型コロナ危機も念頭に置きながら、とくに LGBTI（LGBT + インターセックス）の若者が家庭および公共空間における暴力から守られなければならないと強調。欧州基本権庁も、LGBTI に対するヘイトクライムと差別に関する大規模調査の報告書『LGBTI の平等への長い道のり』を発表した。この調査は約 14 万人から回答を得た史上最大規模のもので、15 ～ 17 歳の若者も初めて

対象とした点で注目される。(5月17日投稿)

■国連人権専門家、新型コロナからの労働者保護を求める共同声明を発表

極度の貧困と人権に関する国連特別報告者、女性に対する暴力に関する国連特別報告者など10人以上の国連専門家が、5月18日、新型コロナからの労働者を保護するよう求める共同声明を発表。「消耗品扱いしてよい労働者はいない。すべての労働者は、国や企業がどのようなカテゴリーを当てはめようと、必要不可欠(essential)な存在である。すべての労働者に、新型コロナウイルスを含む、職場における危険への曝露から保護される権利がある」として、すべての労働者を保護するために十分な方策をとるよう政府と企業に対して求めるとともに、ILOに対しても、安全かつ健康的な労働に対する権利を中核的な権利・原則として承認する動きが鈍いとして、速やかな対応を促した。(5月19日投稿)

■日本の人権NGOが国際人権基準に基づく新型コロナ対応を政府に要請

ヒューマン・ライツ・ウォッチ、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンなど11の人権NGOが、5月19日、「国に対し、新型コロナウイルスについて国際人権基準に基づく対応を求める共同声明」を発表。グテーレス国連事務総長が4月23日に発表した新型コロナと人権に関する報告書を踏まえ、日本政府がとるべき対応を、▽個人の尊厳、健康の権利および最低限の生活をすべての人に保障するためにあらゆる措置を講じること、▽新型コロナに関連する差別や偏見はいつさい許容しないと明確な意思表示をするとともに、新型コロナ拡大にともなうさまざまな人権侵害の実態を調査して対応をとること、▽子ども・女性・障害者・高齢者などに対する家庭での暴力の被害者を支援するために十分な資源を投入することなどの10項目にまとめた。(5月19日投稿)

■国連女性機関が女性・女兒に対するネット上の暴力に関する報告書を発表

UN Women(国連女性機関)は、5月20日、女性・女兒に対するネット上の暴力(ハラスメントを含む)に関する報告書を発表した。女性・女兒を対象とするネット上の暴力およびICT(情報通信技術)によって促進される暴力の現状について、新型コロナ禍における状況の悪化に焦点を当てながらまとめたもの。政府、女性の権利団体その他の市民社会組織、インターネット仲介業者に対する勧告を掲げている。(5月20日投稿)

■英国の子どもアドボカシー団体、新型コロナ禍の社会的養護当事者に関する調査結果を発表

英国(イングランド・ウェールズ)の代表的な子どもアドボカシー団体であるNYAS(National Youth Advocacy Service)は、5月21日、社会的養護を経験している／経験した子ども・若者の状況の調査結果を発表した。このような子ども・若者(養護を離れた若者の5人に4人／現に養護を受けている子どもの半数以上)の多くが孤独感や不安感を強めており、担当ソーシャルワーカー等との接触も多くの場合は減少しているという。

イングランドの子どもコミッショナー事務所が養護施設(children's home)で暮らしている子ども・若者の声を聴く取り組みの中でも、「退屈」という言葉がしばしば出てくると報告されている。このほかスコットランドでは、民間団体「子ども議会」が、4月から6月にかけて毎月子どもたち(8～14歳)を対象とする調査を実施し、報告書を取りまとめている。(6月5日・6日投稿)

■子どもの権利条約の選択議定書採択20年にあたり国連人権専門家が声明

国連・子どもの権利条約の2つの選択議

定書（武力紛争への子どもの関与に関する選択議定書／子どもの売買、児童買春および児童ポルノに関する選択議定書）の採択 20 年記念日にあたる 5 月 25 日付で、▽子どもの権利委員会委員長、▽子どもの売買・性的搾取に関する特別報告者、▽子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表、▽子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表が連名で声明を発表した。

声明では、子どもと武力紛争の問題に関して、選択議定書に基づいて軍隊への徴募等に関する最低年齢を 18 歳に引き上げた国が 100 か国以上にのぼり、80 か国以上が紛争当事者による子どもの徴募を犯罪化するなどの進展が見られたことを認知。また、子どもの売買・性的搾取との関係では、立ち上がって声をあげるにより沈黙の文化を打ち破った子どもたちに賛辞を送るとともに、第一線で働く子ども保護担当官、サービス提供者、国境警察、法執行機関および関連の非政府組織にも謝意を表明した。一方で、子どもに対するあらゆる形態の暴力を 2030 年までに終了させるという目標（SDGs ターゲット 16.2）を達成するためにはいっそうの努力が必要であることを強調し、各国にさらなる対応を促している。（5 月 23 日投稿）

■子どもの権利委員会・大谷美紀子委員のメッセージが全国の学校へ

日本ユニセフ協会は、5 月 26 日、国連・子どもの権利委員会の委員を務める大谷美紀子弁護士のメッセージを関連の資料とともに全国の教育委員会や学校にメールで送付すると発表。大谷委員はメッセージのなかで、(a) 子どもたちの“反応”はさまざま、(b) 学校が安心できる場所であり続けられるように、(c) 子どもたちのアイディアと協力を引き出そう、(d) 差別や偏見について考え、話し合う時間を、(e) 暴力や虐待など心配な兆候に注意を、という 5 点を強調している。（5 月 26 日投稿）

■国連・移住労働者権利委員会などが新型コロナに関する指針を発表

国連・移住労働者権利委員会は、5 月 26 日、移住者の人権に関する国連特別報告者と合同で「COVID-19 パンデミックが移住者の人権に及ぼす影響に関する合同ガイダンスノート」を発表。移住者の子どもがオンラインで教育にアクセスできるようにすることを含め、在留資格の有無等による線引きを行なうことなく移住者とその家族の人権を保護するための対応をとるよう各国に促した。（5 月 27 日投稿）

■子どもの権利に関する国際ランキングで日本が 28 位に

子どもの権利の保障状況に関する国際ランキングを毎年発表している NGO 「KidsRights」は、5 月 26 日、2020 年版のランキングを発表。日本の総合順位は 182 か国中 28 位で、昨年（25 位）よりも若干下がったものの、おおむね同様の水準を維持した。上位 5 か国は、1 位からアイスランド、スイス、フィンランド、スウェーデン、ドイツ。

日本については、とくに▽差別の禁止、▽子どもの最善の利益、▽子どもの意見の尊重・子ども参加、▽権利行使を可能にする法律などの状況によって判定される「子どもの権利を行使しやすい環境」が整っていないことから、総合順位が上がらない状況が続いている。一方、韓国は「子どもの権利を行使しやすい環境」が大きく改善されたと判断され、総合順位が昨年の 70 位から 13 位に急上昇した。（5 月 27 日投稿）

■赤十字国際委員会、新型コロナ関連の医療従事者への攻撃に憂慮を表明

赤十字国際委員会（ICRC）は、5 月 27 日、新型コロナをめぐる医療従事者への攻撃が十数か国で 200 件以上報告されていることを明らかにし、他の 12 の医療・人道支援団体代表者との連名で、各国政府に対応を

促した。とくに、▽虚偽情報（ミスインフォメーション）に対抗すること、▽保健ケアが国内法で保護されるようにすること、▽すべての保健ケア専門家が安全な環境で働けるようにすること、▽暴力の被害者だけではなくストレス水準が高まるなかで働いている人々に対してもメンタルヘルス面での支援を提供することなどを要請。「保健ケアワーカーが必要としているのは連帯であり、スティグマではない」とも表明している。（5月28日投稿）

■スペイン政府、非正規滞在の子どもの就学をめぐる子どもの権利委員会の要請を受け入れ

スペイン政府は、個人通報制度に基づく国連・子どもの権利委員会の要請を受けて、非正規滞在の女兒（12歳・モロッコ国籍）が小学校に入学することを認めた（5月28日発表）。女兒とその母親から2020年2月に申立てを受けた委員会がスペイン政府に接触したところ、委員会による正式な決定を待たず、翌3月には女兒のもとに公立学校への就学を認める通知が送られてきたもの。委員会は、スペイン政府の迅速な対応を歓迎するとともに、同様の状況にある他の子どもたちについても緊急に就学を認めるよう求めた。（5月29日投稿）

■ヨーロッパの子ども関連NGO、代替的養護下の子どもの保護を要請

子どもの権利に関する取り組みをヨーロッパ規模で展開している15の団体が、新型コロナウイルス禍で脆弱な状況に置かれている家族および代替的養護を受けている子どもを保護するための措置をとるよう、欧州各国およびEU（欧州連合）に求めた（5月28日）。▽不必要な分離を防止するために家族を支援すること、▽家族を基盤とするケアを優先させること、▽ケアリーバーを支援することなど10項目を要望。（5月31日投稿）

■国連人権理事会、新型コロナと人権に関する議長声明を採択

国連人権理事会は、5月29日、「COVID-19パンデミックと人権」に関する議長声明を採択。各国に対し、「パンデミックとの闘いにおいてすべての人権が尊重され、保護されかつ充足されること、および、COVID-19パンデミックへの各国の対応において人権に関する義務およびコミットメントが全面的に遵守されることを確保する」ことなどを求めた。日本も賛成している。（5月30日投稿）

■国連総会が「教育を攻撃から保護するための国際デー」を設定

国連総会は、毎年9月9日を「教育を攻撃から保護するための国際デー」とすることを決定した（5月28日）。2015年に発表された「学校保護宣言」も踏まえ、学校に対する攻撃および軍事目的での学校の使用を行なわないよう求めるもの。なお、今回の決定の時点で104か国が「学校保護宣言」に賛同しているが、日本は賛同していない。（5月30日追加）

【2020年6月】

■人権高等弁務官、新型コロナがマイノリティに及ぼす影響への対処を要請

バチエレ国連人権高等弁務官は、新型コロナが人種的・民族的マイノリティ（アフリカ系の人々を含む）に不均衡な影響を与えているとして、各国に緊急の対応を呼びかけた（6月2日）。新型コロナによる死亡率がこれらのマイノリティの間でかなり高いことを指摘したうえで、これらのマイノリティを対象とする健康モニタリングと検査に優先的に取り組むことなどを求めたもの。6月4日には、OHCHRの「COVID-19ガイダンス」にマイノリティの権利に関する分野別ガイダンスが新たに追加された。（6月3日・5日投稿）

■国連事務総長、「移動の状況にある人々」と新型コロナに関する報告書を発表

グテーレス国連事務総長は、6月3日、「移住者・国内避難民・難民・庇護希望者など「移動の状況にある人々」と新型コロナに関するポリシーブリーフを発表（6月3日）。これらの人々は (a) 健康上の危機、(b) 社会経済的危機および (c) 保護の危機という3つの危機に直面しているとして、次の4点を強調した。(1) 排除は長期的に見ればコストのかかるものであるのに対し、包摂はすべての人の利益につながる。(2) 新型コロナへの対応と移動の状況にある人々の人権の保護は、排斥しあうものではない。(3) すべての人の安全が確保されるまで、誰ひとり安全にはなれない。(4) 移動の状況にある人々は解決の一翼を担う存在である。(6月4日投稿)

■国連・障害者権利委員会、新型コロナと障害者の人権に関する声明を発表

国連・障害者権利委員会は、6月9日、新型コロナと障害者の人権に関する声明を発表。OHCHRのガイダンス、国連事務総長のポリシーブリーフ（5月6日）なども踏まえつつ、新型コロナ対策における人権アプローチの重要性を強調した。また、委員会の副委員長を務めるローズマリー・ケース委員（オーストラリア）は、同時に公表されたインタビューで、障害を包摂する計画・復興措置のために障害者権利条約を基準にする必要性を、障害当事者である自らの経験を踏まえて訴えている。(6月10日投稿)

■人身取引に関する国連特別報告者、新型コロナに関する見解を発表

とくに女性および子どもの人身取引に関する国連特別報告者は、6月8日、人身取引や搾取の対象とされた人々に新型コロナが及ぼす影響についてのポジションペーパーを発表した。人身取引に対する脆弱性を

を悪化させる要因として▽貧困と失業、▽移住に関連した脆弱性、▽人身取引被害者に提供されるサービスの欠如および再被害化などを挙げ、それぞれについて国などがとるべき措置を提案するもの。(6月11日投稿)

■セーブ・ザ・チルドレン、公的意思決定プロセスに参加する子どもの権利についての報告書を発表

国際 NGO「セーブ・ザ・チルドレン」は、6月9日、公的意思決定プロセスに参加する子どもの権利についての報告書を発表。地方・国・国際社会の各レベルにおける子ども参加の現状を概観したうえで、▽市民的行動を起こす子どもたちの権利を認め、法律や政策を通じて子ども参加を保障すること、▽公的意思決定に参加するための子どもたちの行為主体性・自尊心・知識の強化、▽公的意思決定に子どもたちが参加するための質の高い空間とプロセスの構築などの必要性を指摘した。

同じ日に、香港児童権利委員会（NGO）による、香港における子どもの意見表明・参加の状況の調査結果も発表されている。「子どもの権利フォーラム」の開催など一定の取り組みは行なわれているものの、全体として多くの課題が残っていることが明らかにされた。(6月14日・20日投稿)

■韓国政府、体罰全面禁止のための法改正に着手

韓国の法務部（法務省）は、6月10日、親権者の懲戒権を認めた民法 915 条を見直すことにより、親による体罰を全面的に禁止する法改正の方向を打ち出した。4月には、10人の法律家から構成された委員会が、同条を削除したうえで受け入れられる振舞いについて子どもを教育する権利についての規定を代わりに設けるよう、法務部に対して助言していた。早ければ年内にも法改正が行なわれる見込み。(6月10日投稿)

■ILOとユニセフ、児童労働の増加のおそれについて警告

ILO（国際労働機関）とユニセフは、「児童労働反対世界デー」にあたる6月12日、新型コロナと児童労働に関する報告書『COVID-19と児童労働：危機の時、行動する時』を発表。児童労働に従事する子どもの人数は2000年以降の取り組みにより1億人近く減少したものの、新型コロナ禍の影響で貧困に陥る世帯が増えていること、休校措置が幅広くとられていることなどの要因により、20年間で初めて児童労働が増加するおそれがあると警告した。そのうえで、▽包括的な社会的保護措置（現金給付を含む）を確立・強化すること、▽大人向けのディーセントワーク（働きがいのある人間らしい仕事）をつくりだすこと、▽すべての子どもが教育にアクセスできるようにすること、▽合法的に働いている15～17歳の若者にとくに注意を払いながら労働者の健康と安全を保護することなどを勧告している。（6月12日投稿）

■国連・人種差別撤廃委員会、米国に対して早期警報・緊急行動手続を発動

国連・人種差別撤廃委員会は、6月12日、アフリカ系アメリカ人のジョージ・フロイド氏を警察官が殺害した事件およびその後の米国の状況についての声明を発表。▽人種差別撤廃条約をはじめとする国際法上の義務を全面的に尊重すること、▽法執行官による過度な実力行使を実効的な調査および訴追・処罰の対象とすることなど、9項目の対応を求めた。同委員会が運用している早期警報・緊急行動手続に基づくもの。他の国連人権専門家からも、抗議行動を報道するジャーナリストへの攻撃、平和的抗議の弾圧などに関して相次いで非難声明が出されている。（6月13日投稿）

■米・シアトルで黒人差別に抗議する「子どもマーチ」が開催される

黒人に対する警察の暴力や制度的差別の撤廃を訴えるため、米・シアトル（ワシントン州）で6月13日に「シアトル子どもマーチ」が開催された。黒人の若者・子どもによる実行委員会が大人の支援も得ながら主催したもので、子どもから大人まで約3千人が参加。1963年にアラバマ州バーミングハムで行なわれた「バーミングハム子ども十字軍」マーチに着想を得て企画されたもの。（6月15日投稿）

■教育に対する権利に関する国連特別報告者が新型コロナと教育に関する報告書を発表

※6月15日。別稿参照。

■ヨーロッパの若者団体ネットワーク、新型コロナからの復興に向けた提言を発表

ヨーロッパの若者団体のネットワーク「欧州若者フォーラム」が、新型コロナからの復興に向けた、若者の視点からの青写真を提起（6月17日）。主に▽社会的・経済的包摂——ロックダウン世代の誕生の防止、▽人権・市民的空間・参加——われわれの民主主義の維持・強化、▽復興を超えて——よりよい復興のための持続可能なオルタナティブという3つの視点から、緊急的・中期的・長期的な対応に関するさまざまな政策提言を行なった。ILO（国際労働機関）が5月末に発表した報告によれば、新型コロナの影響で若者の6人に1人が職を失っており、今後も不安定な就労状況が続いていく見込みが高いとされる。（6月18日投稿）

■国連機関が子どもに対する暴力についての報告書を発表

WHO、ユニセフ、ユネスコ、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表お

よび「子どもに対する暴力を終わらせるためのグローバルパートナーシップ」は、6月18日、子どもに対する暴力の世界的現状に関する共同報告書を発表。▽世界の子ども（2～17歳）の約半数に相当する10億人が何らかの形の暴力を受けていること、▽幼児（2～4歳）の4人に3人に相当する3億人が保護者から体罰や精神的な苦痛を伴うしつけを日常的に受けていることなどを明らかにした。一方、WHOが提起したINSPIRE戦略（子どもに対する暴力撤廃のための7つの戦略）を効果的に実施することにより、子どもに対する暴力を2～5割削減できたという結果も報告されている。（6月19日投稿）

■ SOGI に関する国連独立専門家が新型コロナに関するガイドラインを発表

性的指向・ジェンダーアイデンティティ（SOGI）に基づく暴力および差別からの保護に関する国連独立専門家は、6月18日、新型コロナに関する「ASPIRE ガイドライン」（性的指向およびジェンダーアイデンティティに基づく暴力および差別のないCOVID-19 対応・復興に関するASPIRE ガイドライン）を発表した。ASPIRE（熱望する）は、認知／支援／保護／間接差別の回避／代表／証拠の収集を意味する英単語の頭文字からとったもの。LGBT があらゆる場所にいることを認知し、暴力や差別から保護するための対応をとることなどを促している。（6月21日投稿）

■ ユネスコ有識者委員会が新型コロナ後の教育の未来に関する9つの提言を発表

※ 6月22日。別稿参照。

■ SDGs と子どもに対する暴力

ユニセフは、SDGs（持続可能な開発目標）に掲げられた「子どもに対する暴力」関連の目標の達成状況のモニタリングに関する報告書『守るべき世代：SDGの枠組みにお

ける子どもの暴力・搾取・虐待のモニタリング』を発表した（6月22日）。とくにターゲット5.2（女性・女兒に対する暴力）、5.3（有害慣行）、8.7（強制労働／最悪の形態の児童労働）、16.1（さまざまな形態の暴力および暴力関連の死亡率）、16.2（子どもに対するあらゆる形態の暴力）、16.9（出生登録を含む法的身分証明）との関連で参照すべき指標を掲げ、効果的なモニタリングを促すもの。（6月29日投稿）

■ オンラインゲームと活用した子ども向け相談サービスが話題に

フランスの市民団体「アンファン・ブルー」（L'Enfant Bleu）は、外出制限のため外に出られない子どもたちがゲームのキャラクターを通じて虐待等の問題について相談できるようにするユニークな取り組みを開始し、Facebookで話題になった（Brut Japan【子どもに対する暴力と虐待：フォートナイトの裏技】6月22日）。「フォートナイト」というゲームに登場する青色のキャラクターを通じ、親にも知られないように同団体に相談できるようにするというもの。政府も、ビデオゲーム制作者、児童虐待専門の裁判官・警察官、子どもの保護担当副大臣とともにワーキンググループを設置し、取り組みの拡大と恒常化について検討していく意向を示している。（6月22日投稿）

■ 国連人権高等弁務官事務所、新型コロナと人種差別に関するガイダンスを発表

OHCHRは、6月22日、「COVID-19危機の文脈における人種差別」についての分野別ガイダンスを発表した。▽アフリカ系の人々、アジア系の人々、ロマおよびその他の周縁化された集団の健康に対する権利、▽法執行・司法運営における人種差別、▽教育への平等なアクセス、▽十分な住居に対する権利など8つの観点から、新型コロナ禍で生じている人種差別の影響を概観し、各分野についてとるべき対応に関する勧告と展望の持てる実践を紹介するもの。（6月

22 日投稿)

■国連人権理事会、メンタルヘルスと人権に関する決議を採択

国連人権理事会は、第 43 会期の最終日にあたる 6 月 23 日、「メンタルヘルスと人権」に関する決議を採択。若者 (15 ～ 29 歳) の死因の第 2 位に位置するのが自殺であることに触れながら、▽メンタルヘルスサービスおよびコミュニティサービスに人権の視点を全面的に統合するための措置をとること、▽すべての人の権利、自律、意思および選好の享受を保護・促進・尊重するサービスおよび支援などを通じてメンタルヘルスのパラダイムシフトを促進することなどを各国に促した。

健康に対する権利に関する国連特別報告者もこの決議を歓迎するとともに、学校閉鎖とロックダウンによる子ども・青少年のメンタルヘルスへの影響について懸念を表明している。なお、子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表が 2019 年 12 月に理事会に提出し、7 月 2 日にプレゼンテーションを行なった報告書でも、暴力が子どものメンタルヘルスに及ぼす影響に焦点が当てられている。(6 月 24 日・7 月 14 日投稿)

■複数の国際機関が新型コロナと女性・女児への暴力に関する声明を発表

UN Women (国連女性機関)をはじめとする 9 つの国際機関が、6 月 24 日、「COVID-19 を背景とする女性・女児への暴力に関する機関間声明」を発表。グテーレス国連事務総長が 4 月 5 日に発表した DV に関するアピールを踏まえ、女性の権利団体に対して緊急かつ柔軟な資金提供を行なうことなど 6 項目の対策を各国に促した。(6 月 27 日投稿)

■新型コロナが子どもに及ぼすスポーツ関連の影響に関する調査

英国に本部を置く NGO「スポーツと人権センター」は、6 月 25 日、新型コロナが子どもたちに及ぼしているスポーツ関連の影響に関する調査結果の概要を発表。(1) 継続されているスポーツ、(2) スポーツの機会の消滅、(3) 脆弱な／特別な状況に置かれている子ども、(4) 今後の影響と懸念という 4 つの視点から現状を分析し、▽スポーツへの安全な復帰に関する指針を策定・提示すること、▽子ども・若者の見方や懸念から学ぶこと、▽子どものためのスポーツの「よりよい復興」(build back better) のための努力を行なうことなどを提言した。(6 月 26 日投稿)

■国連人権高等弁務官、新型コロナ対策における子どもの権利の重要性を強調

バチエレ国連人権高等弁務官は、6 月 25 日、国連・子どもの権利委員会と各国の NGO・子どもたちとを結びつけるうえで重要な役割を果たしている NGO「Child Rights Connect」でスピーチを行ない、新型コロナが世界の子どもたちに及ぼしている影響を概観した。国連事務総長の報告書(4 月 16 日)や国連・子どもの権利委員会の声明(4 月 8 日付)にも触れながら、子どもの権利を基盤とする効果的なアプローチの必要性、とくに子どもたちの声に耳を傾けることの重要性を強調するとともに、新型コロナ禍で得られた子どもの権利の保護に関する教訓を他の危機(たとえば気候危機)でも活かしていくことの必要性も指摘している。(6 月 29 日投稿)

■国際赤十字、災害時における子どもの保護のための法令強化を要請

国際赤十字・赤新月社連盟(IFRC)は、6 月 30 日、『対応向上の必要性：災害時における子どもの保護のための法令の強化に関するポリシーブリーフ』を発表した。災害時には子どもの権利がとくに侵害されやすいことを踏まえ、とくに▽災害に関連する法律で、子どもの最善の利益および年齢・

ジェンダー・障害に配慮した決定が行なわれるべきことを明記する、▽子どもの保護について遺漏なく定めた災害時緊急対応計画を策定し、十分な予算を配分するなどの6項目を考慮するよう要請。参考事例として、フィリピンで2016年に制定された「子どもの緊急救援保護法」も参照されている。(7月12日投稿)

[2020年7月]

■国連・子どもの権利委員会、委員会の活動に関する子ども向けの情報ページを開設

国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)のサイトに設けられている国連・子どもの権利委員会のページに、委員会の活動等に関する子ども向けの情報が掲載された(7月1日)。条約および委員会の活動をわかりやすく説明するとともに、個人通報制度に基づく申立てのやり方などについても紹介している。子どもの権利条約のチャイルドフレンドリー版を子どもたちといっしょに作成するためのガイド(ユニセフ/Child Rights Connect/クイーンズ大学ベルファスト・子どもの権利センター)も掲載。(7月1日投稿)

■欧州評議会、ロマ／トラベラーの歴史に関する教育の強化を加盟国に勧告

欧州評議会閣僚委員会は、かつて「ジプシーなどと呼ばれて欧州諸国で伝統的に差別の対象とされてきたロマ／トラベラーの歴史を学校カリキュラムや教材に含めるよう、加盟国に対して勧告した(7月1日)。とくにドイツ・ナチス政権によって行なわれたロマのホロコースト(大虐殺)の歴史を伝えていくことが重視されているが、ロマ／トラベラーに関するポジティブな言説(地域・国家・欧州の各レベルにおける文化的遺産への貢献、ナチスおよびファシズムへの抵抗運動でこれらの人々が果たした役割など)に目を向ける必要性もあわせて指摘。(8月10日投稿)

■国連人権理事会、子どもの権利と環境について討議

国連人権理事会は、7月1日、子どもの権利に関して毎年行なっている全日討議で「健康的な環境を通じた子どもの権利の実現」について議論した。コートジボワールやコロンビアから子どもの環境活動家(14～15歳)もビデオメッセージ/ビデオ会議の形で参加。バチエレ国連人権高等弁務官が今回の討議に向けて報告書を提出し、また子どもの権利に関する取り組みを行なっている国際・国内NGOやユニセフの連名による「行動の呼びかけ」も発表されるなど、環境と子どもの権利については国際的に大きな流れが生まれつつある。(7月3日投稿)

■人身取引に関する国連特別報告者、国連人権理事会で人権基盤アプローチの重要性を強調

とくに女性および子どもの人身取引に関する国連特別報告者は、7月2日に国連人権理事会(第44会期)で報告書のプレゼンテーションを行ない、人身取引対策のあり方を根本的に変えて人権を基盤とするアプローチへと転換していかなければならないと強調した。とくに人身取引被害者への対応に関して、被害からの回復だけではなく、教育、訓練、代替的就労、在留資格および司法的・非司法的救済措置へのアクセスを通じた長期的社会的インクルージョンも目的とすることの必要性を指摘している。日本は米國務省の人身取引報告書(2020年版)で評価を第2階層(米・人身被害者保護法の基準を十分には満たしていないが、それらを満たすためにかなり努力している)に引き下げられており(6月25日)、さらなる対応が必要である。(7月10日投稿)

■子どもに対する暴力をなくすための子どもたち自身の取り組み

子どもに対する暴力に関する国連事務総長特別代表事務所は、7月7日ごろ、暴力をなくすための取り組みへの子ども参加に関する報告書『子どもたちが主導するとき：子ども参加で暴力に取り組む10のアプローチ』を発表（7月7日ごろ）。子どもに対するさまざまな形態の暴力に子どもたち自身が中心となって取り組んだ10の事例に関するケーススタディを踏まえ、子ども参加のパラダイム転換が進んでいることを指摘した。子ども参加実践における子どものとらえ方を、「受益者」→「パートナー」→「主導者」へと変化させていく必要性を強調するもの。（7月13日投稿）

■新型コロナの影響でSDGsの達成に向けた取り組みが阻害されていることが明らかに

国連は7月7日に『持続可能な開発目標（SDGs）報告2020』を発表し、新型コロナの影響でSDGsの達成に向けた取り組みが著しく阻害されていることを明らかにした。たとえば2020年にはおよそ7,100万人が極度の貧困に陥るものとみられており、1998年以来初めて世界で貧困が増加することになる。5歳未満の幼児の死者が十万人単位で、また妊産婦の死者が数万人単位で、それぞれ増えるおそれもある。

また、今回の報告書には国連人権高等弁務官事務所（OHCHR）から提供された人権関連のデータも初めて反映されており、主要な人権問題に焦点を当てたリリースも発表された（7月14日付）。国家人権委員会のような独立した国内人権機関（国際的基準を満たした者）はおよそ4割の国＝80か国で設置されるに至っているが、国内人権機関は設置しているものの国際的基準を完全に満たしていない国（34か国）、このような機関をまったく設置していない国（日本を含む78か国）が依然として多数存在することなどが明らかにされている。（7月21

日投稿）

■セーブ・ザ・チルドレン、新型コロナがもたらす教育危機についての報告書を発表

※7月13日。別稿参照。

■アムネスティ・インターナショナルが世界の医療従事者の犠牲について報告

国際NGO「アムネスティ・インターナショナル」は、7月13日に発表した報告書で、新型コロナウイルスに感染して死亡した医療従事者が79カ国で3千人を超えることを発表。個人防護具（PPE）の不足等を理由とする死亡事案の多発のほか、危険な労働条件をめぐる保健従事者その他のエッセンシャルワーカーのストライキや抗議が少なくとも31カ国で確認されたことも報告した。▽給与や手当の不十分さ、▽スティグマおよび暴力の問題なども取り上げ、対応を促している。（7月17日投稿）

■国連人権専門家らが新型コロナと女性に対する暴力・差別に関する共同声明を発表

国連および地域人権機関の女性の権利専門家7人から構成される「女性に対する差別および暴力に関する独立専門家機構プラットフォーム」は、7月14日、新型コロナと女性に対する暴力・差別の増加に関する共同声明を発表。新型コロナ対策としてとられてきたロックダウン等の措置によって、DVをはじめとするさまざまな問題や不平等が顕在化・悪化していることに懸念を表明し、▽新型コロナへの対応においてジェンダーに配慮した部門横断的なアプローチをとること、▽あらゆる危機対応・復興計画への女性・女児の全面的参加を確保することをはじめとする12項目の取り組みを進めることを各国に求めた。

国連人権理事会（第44会期）も7月17日に決議「女性および女児に対するあらゆる

る差別の解消」を採択し、新型コロナへの対応において「人権を基盤とする、ジェンダーに配慮した部門横断型のアプローチをとる」こと、「女性および女兒……ならびにその特有のニーズに注意を払う」ことなどの勧告を行なった。日本もこの決議の共同提案国に名を連ねている。(7月18日投稿)

■スコットランド子ども・若者コミッショナー、新型コロナによる「子どもの権利上の緊急事態」を警告

スコットランド(英国)で子ども・若者コミッショナーを務めるブルース・アダムソン氏は、独自の調査結果も踏まえ、新型コロナへの対応が同国に「子どもの権利上の緊急事態」をもたらしていると警鐘を鳴らした(7月16日)。国連・子どもの権利委員会の声明(4月8日付)を基本的枠組みとして参照しつつ、エジンバラ大学「スコットランド子どもの人権研究所」によって実施された「スコットランドにおけるCOVID-19対策についての独立子ども影響評価」の結果を踏まえたもの。アダムソン氏は、とくに子ども・若者のメンタルヘルスについて懸念を示し、▽子どもの心のウェルビーイングおよび広義の教育を支えるための追加的支援、▽ユースワーカーなど子ども・若者を支援する立場にある人々への支援などの必要性を強調している。(7月19日投稿)

■日本のスポーツにおける子どもの虐待問題が国際的に取り上げられる

国際NGO「ヒューマン・ライツ・ウォッチ」は、7月20日、『「数えきれないほど叩かれて」：日本のスポーツにおける子どもの虐待』と題する報告書を発表。▽ユニセフ「子どもの権利とスポーツの原則」なども参照しながら、スポーツ基本法や児童虐待防止法の改正または新規立法などの措置をとること、▽スポーツにおける子どもへの暴力・暴言等に対応する独立した行政機関「日本セーフスポーツ・センター」(仮称)を設置することなどの抜本的対策を促した。(7月26日投稿)

■ユニセフ、子育てと保育の「世界的危機」に関する報告書を発表

ユニセフ・イノチェンティ研究所は、7月22日、「世界的危機における子育てと保育：COVID-19が仕事および家庭生活に及ぼす影響」と題する報告書を発表。新型コロナの影響で少なくとも4千万人の子どもが就学前教育の機会を逸しているとして、子どもがいる家庭一般に対する支援を強化する必要性を訴えた。とくに、▽子どもが1歳になるまでの十分な有給育児休暇を父母双方に保障すること、▽質が高く負担可能な費用で提供される保育サービスの水準を向上させること、▽保育労働者の労働条件を向上させ、他の専門家と同等の状況を保障することなどを勧告している。(7月23日投稿)

■モルディブで子どもの権利オンブズパーソンが任命される

インド洋の島嶼国モルディブで、7月23日、同国初の子どもの権利オンブズパーソンが任命された。2019年11月20日に成立し、2020年2月20日に施行された「子どもの権利保護法」第113条に基づくもの。オンブズパーソンには、国の機関が同法および子どもの権利条約をどのように遵守しているか監視する任務が委ねられる。また、暴力や虐待の被害を受けた子どものプライバシーと安全を守るため、関連の情報の公表について規制する権限も認められている。議会の承認を得てオンブズパーソンに任命されたのは、ユニセフ(国連児童基金)のコンサルタント、モルディブ・ガールガイド連盟のチーフコミッショナーなどを務めてきたニウマス・シャフィグ氏。(8月15日投稿)

■人身取引に関する国連特別報告者、被害者非処罰原則に関する指針を発表

とくに女性および子どもの人身取引に関する国連特別報告者は、人身取引反対世界デー(7月30日)にあたって声明を発表し、人身取引問題に対する取り組みにおいて人権を基盤とするアプローチをとることの重要性を

らためて強調。同時に、人身取引被害者は処罰ではなく保護の対象としなければならないという原則（非処罰原則）の実施のあり方に関するペーパーも発表した。（8月11日投稿）

■国連人権専門家、オランダ政府に対して ウガンダ出身の家族の送還停止を要請

現代的形態の人種主義・人種差別等に関する国連特別報告者などの専門家は、オランダ政府に対し、ウガンダ出身の夫婦と末子の退去強制は他の子どもとの恒久的分離につながるとして中止を要請した（7月30日）。ウガンダ出身の夫婦には末子（1歳）のほかに7人の子ども（全員12歳以下）がいるが、2018年に親子分離の措置がとられ、現在ではオランダ各所の里親ホームで生活している。今回、オランダ政府が夫婦の難民資格を取り消し、末子とともにウガンダに送還する意図を明らかにしたことから、そのような対応は子どもの権利条約などで保障された家族生活および家族の一体性に対する権利の侵害につながるとして懸念が表明されたもの。専門家らは、退去強制について再検討するとともに、家族再統合計画を定め、子どもの最善の利益にかなう解決策を見いだすための独立評価を実施することなどを求めている。（8月16日投稿）



■国連事務総長、東南アジアにおける新型コロナの影響に関する報告書を発表

グテーレス国連事務総長は、7月30日、東南アジアにおける新型コロナの影響に関するポリシーブリーフを発表。とくに、▽所得・医療・社会的保護の不平等に対して短期的な刺激策と長期的な政策変更で取り組むこと、▽デジタル格差を縮めること、▽グリーン・エコノミーを推進すること、▽人権擁護および市民的空間の保護を図ることの4点を課題として挙げた。「ジェンダーの平等を前進させ、ジェンダーに基づく暴力の急増に取り組み、経済復興・景気刺激策のあらゆる側面で女性を対象とする必要性」も強調している。（8月17日投稿）

毎日メディアカフェオンライン教育シンポジウム

学校って何？

～ 新型コロナウイルス感染症からみえてきたもの ～

◆日時 2020年11月21日(土) 13:00～15:00

◆形態 YouTubeによるライブ配信

◆主催 毎日メディアカフェ



13:00 開 会

第一部 子どもたちのリレートーク(約50分)

中高生5人が「学校とは何か?」「学校に求めるもの」等をテーマにリレートーク

第二部 パネルディスカッション(約70分)

ファシリテーター：斗ヶ沢秀俊さん(毎日新聞)

パネリスト：リレートーク登壇者・教職員・子ども支援NPO法人など

15:00 閉 会



申し込みは、以下のURLにアクセス

➡URL：<https://mainichimediacafe.jp/eventcal/?yy=2020&mm=11#l6959>

婚外子差別に No! 電話相談

2020-2021

☎ 042-527-7870

国連子どもの権利委員会の昨年1月の日本審査会では、委員から「相続権について同じにしたのですから、嫡出でない子という言葉全てをなくし、関連の法的条項をその方向で変えていただきたい」と、婚外子差別法制度の廃止を求められました。この後委員会から婚外子差別法制度の撤廃が日本に勧告されています。

なくそう戸籍を婚外子差別・交流会は婚外子差別法制度の早急な撤廃を求め、法務省への要請や地方議会への陳情を行っています。「婚外子差別にNo!電話相談」にとりくんで今年で8年になりました。わからないことや日々の思いなど、ぜひお気軽にお電話ください!!

◆日時

2020年12月3日 2021年1月7日、2月4日

いずれも木曜日 午後2時～8時



<電話相談は無料です> *電話通話料のみご負担ください。



主 催 なくそう戸籍と婚外子差別・交流会

問合先 Eメール kouryu2-kai@ac.auone-net.jp

取次先 FAX & 電話 0422-90-3698 (留守電対応)



*私たちは婚外子差別の撤廃と、結婚せずに子どもを産んでも差別されない社会を求めてこの30年余運動してきた市民グループです。



活動の基調

子どもの権利条約発効以来、日本国内での実施や普及はまだまだの状態です。私たちは、内外の子どもをめぐる状況をつかみ、子どもの権利条約の実現、普及のための活動をすすめます。

●いんふおめーしょん／子どもの人権連／NO.166

Federation for the Protection of Children's Human Rights JAPAN

- ◆発行日 2020年11月6日
- ◆発行 & 編集人 子どもの人権連事務局
- ◆事務所 〒101-0003 東京都千代田区一ツ橋 2-6-2 日本教育会館 6F
TEL 03(3265)2197
e-mail kodomo@jtu-net.or.jp
URL <http://jinken-kodomo.net/>

郵便振替／00180-8-18438 (子どもの人権連)

年会費 個人(1口) 5,000円、団体(1口) 10,000円